

総合評価落札方式：評価項目一覧（入札公告用）

【土木一式工事】

工事名

【価格以外の評価点（施工能力評価型・特殊工種なし）】

評価項目	評価基準	評価点	配点		評価内容等	評価項目算定申告書提出様式	確認資料等 (確認資料は書類の写しの提出を認める)			
			土木一式	小計						
施工能力	<p>工事成績</p> <p>鈴鹿市又は鈴鹿市上下水道局(下水道部門に限る)が発注した工事のうち、直近過去3年度及び当該年度の入札公告日の前日までの期間に工事成績評定通知のあった請負金額2,000万円以上の同業種工事の工事成績又は経営事項審査における総合評価値(P)</p>	80点以上	10	10	<p>【工事成績】</p> <p>計算値=(n件の評定点数の合計+70)/(n+1)(小数点以下四捨五入)</p> <p>同業種工事の工事成績評定点数のうち、入札参加者が自ら選択した任意の件数(n)の工事成績評定点数の合計に70点を加え、n+1で除した計算値(小数点以下四捨五入)を左記のとりの評価点とする。ただし、申告できる工事成績は10件までとする。</p> <p>【総合評価値】</p> <p>評価値=(総合評価値(P)-900)÷50(小数点以下四捨五入)</p> <p>実績がない場合又は評定点数の申告をしない場合は、入札公告日時点にて最新の経営事項審査(経営)における経営規模等評価結果通知書総合評価値通知書の同業種工事に係る総合評価値(P)の値から900点を差し引き50で除した値(小数点以下四捨五入)を評価点とする(総合評価値による配点の上限は2点とする)。</p>	様式2 (特殊工種なし)	<p>【工事成績】</p> <p>評価点算出対象として申告する工事の工事成績評定通知書</p> <p>【総合評価値】</p> <p>経営規模等評価結果通知書</p>			
		79点	9							
		78点	8							
		77点	7							
		76点	6							
		75点	5							
		74点	4							
		73点	3							
		72点	2							
		71点	1							
70点以下	0									
経審(P)1000点以上	2									
経審(P)950点以上1000点未満	1									
経審(P)950点未満	0									
企業実績	直近過去10年度又は当該年度の入札公告日の前日までに完成認定を受けた請負金額2,000万円以上の同業種公共工事の実績	実績1件あり	2	2	同業種公共工事の元請又はJV構成員(出資率20%以上に限る。)としての工事実績の有無により評価する。鈴鹿市及び鈴鹿市上下水道局(下水道部門に限る)発注工事については工事成績70点以上の工事に限る。公共工事とは、国、県、市町及び公団等の公的機関から受注した工事とする。	様式2 (特殊工種なし)	<p>契約履行証明、工事完成認定書、コリス</p>			
実績なし	0	22	<p>別途条件：(別途条件がない場合は不要につき削除)</p>							
入札参加者が、受注した工事を自社施工する能力について、【元請施工】として自社施工する工種と申告した内容を評価	該当する指定工種を元請のみで施工			4	<p>入札参加者が、入札書と同時に提出する評価項目算定申告書により申告した内容について評価する。</p> <p>評価対象となる指定工種は別途規定する。</p> <p>評価の対象とする下請の「B等級以下」とは、鈴鹿市建設業者格付要綱により、当該工事の参加資格と同年度における同業種のB等級以下に格付された者とする。</p>					
自社施工	入札参加者が、受注した工事を自社施工する能力について、【施工班体制】として実際に施工に従事する自社作業員と申告した内容を評価			該当する指定工種を元請と下請(市内本店かつB等級以下)で施工				3		
				それ以外の施工				0		
				元請が担当する工種の施工中に元請の自社作業員を概ね2名以上常時配置し施工				2		
それ以外の施工	0									
災害時の事業継続力	建設企業における災害時の事業継続計画の策定状況			指定機械を全て元請が自社保有又はファイナンスリース				2	8	<p>入札参加者が、入札書と同時に提出する評価項目算定申告書により申告した内容について評価する。</p> <p>自社作業員が、現場代理人、主任(監理)技術者及び専任の担当技術者(調査基準価格を下回る契約時)を除き、入札(開札)日において3か月以上の常勤雇用が確認できる作業員を対象とする。</p>
				それ以外の施工				0		
配置予定技術者	<p>工事実績</p> <p>配置予定の主任(監理)技術者について、直近過去10年度又は当該年度の入札公告日の前日までに完成認定を受けた請負金額2,000万円以上の主任(監理)技術者として従事した同業種公共工事の実績</p>			実績1件あり				2	10	<p>評価する実績は、着工から完成まで携わった工事の実績とする。鈴鹿市及び鈴鹿市上下水道局(下水道部門に限る)発注工事については工事成績70点以上の工事に限る。公共工事とは、国、県、市町及び公団等の公的機関から受注した工事とする。</p>
				実績なし		0				
		資格保有	1級国家資格、技術士のいずれか(又は指定された資格)を保有している	2		<p>1級国家資格、技術士のいずれかを保有している(工事の内容により別の資格を指定した場合は、指定された資格を保有している)場合に評価する。「保有資格」は、当該工事に関連する資格に限る。また、1級国家資格者(建設業法による1級技術検定に合格した者)及び技術士の資格は、該当する種目や部門に限る。</p>				
		上記の資格なし	0							
		担い手育成	配置予定の主任(監理)技術者又は現場代理人が、満39歳以下又は女性の場合において評価	2	<p>別途条件：(別途条件がない場合は不要につき削除)</p>					
現場代理人が満39歳以下又は女性	2									
上記のいずれも該当しない	0									
継続教育(CPD)	配置予定の主任(監理)技術者のCPD(継続教育制度)取組実績	2	<p>配置する技術者等は、入札(開札)日において、3か月以上継続して雇用され、建設業法等により加入すべき社会保険に適正に加入している者。入札(開札)日において満39歳以下又は女性の技術者等を配置予定とした場合に評価する。</p> <p>※現場代理人について、主任(監理)技術者が兼務する場合は評価しない(評価点は2点となる)。</p>							
各団体の1年間推奨(目標)単位以上の単位取得がある場合	2									
各団体の1年間推奨(目標)単位の1/2以上の単位取得がある場合	1									
上記のいずれも該当しない	0									
手持工事量	<p>手持工事量</p> <p>同業種に係る1級技術者数に対する、手持りの請負金額2,000万円以上の同業種公共工事の件数の比率</p>	0=手持工事量		6	6	<p>請負金額2,000万円以上の同業種公共工事件数/同業種に係る1級技術者数</p> <p>1級技術者10名以上の場合は、同業種公共工事件数を1件差し引く。</p> <p>対象となる手持りの同業種公共工事とは、請負金額2,000万円以上の当該案件と同一工種工事であり、かつ以下の項目に該当する工事とする。</p> <p>①公告日において、元請又はJV構成員(出資比率20%以上に限る。)として国、県、市町及び公団等の公的機関と契約中の工事</p> <p>②開札予定時刻において、元請又はJV構成員(出資比率20%以上に限る。)として鈴鹿市又は鈴鹿市上下水道局と契約予定がある工事</p> <p>③開札予定時刻において、元請又はJV構成員(出資比率20%以上に限る。)として鈴鹿市又は鈴鹿市上下水道局の工事入札において落札候補者となっている工事</p>	提出する確認資料なし (発注者が確認できない場合のみ提出を依頼する)コリス・経営規模等評価結果通知書			
		0<手持工事量≤0.13	4							
		0.13<手持工事量≤0.23	2							
		0.23<手持工事量≤0.33	1							
労働環境	<p>労働環境</p> <p>労働安全衛生マネジメントに係る認証を取得している</p>	労働安全衛生マネジメント認証を取得している	2	2	<p>次のいずれかの労働安全衛生マネジメントに係る認証を取得している場合に評価する。 ISO45001/JISO45100/JISHA規格OSHMS/COHSMOS</p>	評価証・適合証明書等				
		上記の認証なし	0							
		建設キャリアアップシステム	建設キャリアアップシステムを導入している				3	5	<p>事業者登録及び現場運用実績が確認できる場合に評価する。</p> <p>今回受注する工事から運用を開始する場合は、事業者登録完了を確認できれば加算し、実績の確認資料を着工日から1ヶ月以内に提出することとする。</p>	
上記の登録、運用実績なし	0									
社会貢献	<p>ア〜クのうち該当する実績(認証取得)がある=1項目につき2点(最大10点、一部1項目1点)</p> <p>地元及び社会への貢献度について、入札参加者が以下のア〜クまでの評価内容から任意で選択した5項目により評価する。</p>	5項目該当	10(9)	10	<p>ア. 障害者雇用促進法により義務づけられている企業は、法定雇用を達成していること。それ以外の企業は、障がい者を雇用していること。</p> <p>イ. 障害者雇用優良中小企業主として認定があること。</p> <p>ウ. 鈴鹿市又は鈴鹿市上下水道局との防災協定締結があること(団体、組合等により防災協定を締結している場合も含む)。</p> <p>エ. ISO、H-EHSの認証取得していること。</p> <p>オ. 厚生労働省又は経済産業省が実施する制度による労働安全衛生、健康経営又はワーク・ライフ・バランス等の推進への取組に対する認定(「安全衛生優良企業認定」「HWAマーク」「健康経営優良法人」「健康経営優良法人」「プラチナ500」「健康経営優良法人」「くるみん認定」「プラチナくるみん認定」)があること。</p> <p>カ. みえの働き方改革推進企業登録制度への登録があること。</p> <p>キ. 三重県が運営する「みえる・わかる・つながる!職業ポータルサイト」にインターンシップ受入事業所として登録されており、登録項目のうち「所在地、業種、職種、受入対象、受入時期、受入人数」の項目が全て記載されていること。</p> <p>ク. 直近過去2年度及び当該年度の入札公告日の前日までの期間に以下のボランティア活動について2回以上参加又は実施した実績があること。</p> <p>鈴鹿市が主催する総合防災訓練又は地域地震防災訓練へ2回以上参加=2点</p> <p>三重県「安全・安心な三重のまちづくり防犯サポート事業者登録制度」による活動又は鈴鹿市「ボランティア清掃活動」を2回以上実施=1点</p> <p>鈴鹿市が主催する総合防災訓練又は地域地震防災訓練への参加実績1回と、三重県「安全・安心な三重のまちづくり防犯サポート事業者登録制度」による活動の実施又は鈴鹿市「ボランティア清掃活動」の実施実績1回を合計して2回の実績とする場合の評価は1点とする。</p>	様式4	<p>ア. 障害者雇用状況報告書・障害者イ. 認定通知書ウ. 防災協定書エ. 登録証等オ. 認定証等カ. 登録証等キ. Webページの写しク. 制度登録が確認できるWebページ等の写し、活動実績が確認できる日付入りの写真や参加メンバー表等</p>			
		4項目該当	8(7)							
		3項目該当	6(5)							
		2項目該当	4(3)							
		1項目該当	2(1)							
		該当(実績)なし	0							
地域貢献	<p>地域維持型維持修繕業務委託の実績</p> <p>直近過去3年度及び当該年度の入札公告日の前日までの期間における、鈴鹿市発注の地域維持型維持修繕業務委託の元請としての契約実績</p>	地域維持型維持修繕業務委託の実績あり	2	2	<p>当該工事の入札に参加する者が、鈴鹿市発注の地域維持型維持修繕業務委託の元請として契約したJVの構成員である場合に評価する。</p>	契約書				
		上記の実績なし	0							
		市内に本店を有する	2				(2)	(2)	<p>本店所在地は、公告日の前日時点において鈴鹿市入札参加資格者名簿に登録されている本店所在地で評価する。JVの場合、代表者を評価対象とする。</p>	
市外に本店を有する	0									
地域貢献	<p>本店所在地</p> <p>本店所在地(市外本店業者又は市外本店業者を構成員に含む共同企業体(JV)が入札参加できる場合に追加する。)</p>	市内本店業者(元請及び1次下請)にて施工する割合が80%以上	3	(3)	<p>入札参加者が、入札書と同時に提出する評価項目算定申告書により申告した内容について評価する。地元業者施工とは、元請の工事価格に占める市内本店業者(元請及び1次下請)が施工する予定の部分に対応する金額の割合のこととする。元請が市内本店業者以外の場合は、1次下請による請負金額を評価の対象とする。契約内容に応じ、材料や経費についても下請負金額のみにて算定する。2次下請以下に市内本店業者以外が含まれる場合は当該1次下請の下請負金額の全額を対象としない。</p>	様式5				
		市内本店業者(元請及び1次下請)にて施工する割合が80%未満	0							
		別途条件：(別途条件(除外する工種、機器費の有無等)がない場合は不要につき削除)								
合計(施工能力等)				55	55	一(評価項目に【本店所在地】【地元業者施工】を追加する場合は、60点に変更する)				
技術提案	建設発生土処分場	自主的な建設発生土の処分場の確保(建設発生土が見込まれる工事に確保する。)(建設発生土が見込まれない場合は不要につき削除)	当該工事で発生する建設発生土の無償の最終処分場を市内に確保している	1	(1)	(1)	<p>※100㎡以上の建設発生土が見込まれ、かつ搬出先が指定されていない工事の場合、追加で評価する。</p> <p>当該工事から発生する建設発生土について、処分費が無償の最終処分場が市内に確保されている場合に評価する。</p>	様式5		
		上記の確保なし	0							
合計(技術提案)				(1)	(1)	一(評価項目に【建設発生土処分場】を追加する場合は変更する)				
【価格点】										
入札価格	【価格点】=定数300×(1-入札価格/予定価格)(小数点以下切り捨て)				0~75		入札書			

【価格点】

入札価格	【価格点】=定数300×(1-入札価格/予定価格)(小数点以下切り捨て)				0~75		入札書
------	--------------------------------------	--	--	--	------	--	-----

総合評価落札方式：評価項目一覧（入札公告用）

【土木一式工事】

工事名

【価格以外の評価点（技術提案型・特殊工種なし）】

評価項目	評価基準	評価点	配点		評価内容等	評価項目算定申告書提出様式	確認資料等 (確認資料は書類の写しの提出を認める)						
			土木一式	小計									
施工能力	<p>工事成績</p> <p>鈴鹿市又は鈴鹿市上下水道局(下水道部門に限る)が発注した工事のうち、直近過去3年度及び当該年度の入札公告日の前日までの期間に工事成績評定通知のあった請負金額2,000万円以上の同業種工事の工事成績又は経営事項審査における総合評定値(P)</p>	80点以上	10	10	<p>【工事成績】</p> <p>計算値＝(n件の評定点の合計+70) / (n+1) (小数点以下切捨)</p> <p>同業種工事の工事成績評定点のうち、入札参加者が自ら選択した任意の件数(n)の工事成績評定点の合計に70点を加え、n+1で除した計算値(小数点以下切捨)を左記のとおりの評価点とする。ただし、申告できる工事成績は10件までとする。</p> <p>【総合評定値】</p> <p>評価点＝(総合評定値(P)-900)÷50 (小数点以下切捨)</p> <p>実績がない場合又は評定点の申告をしない場合は、入札公告日時にて最新の経営事項審査(経営)における経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書の同業種工事に係る総合評定値(P)の値から900点を差し引き50で除した値(小数点以下切捨)を評価点とする(総合評定値による配点の上限は2点とする)。</p>	様式2 (特殊工種なし)	<p>【工事成績】</p> <p>評価点算出対象として申告する工事の工事成績評定通知書</p> <p>【総合評定値】</p> <p>経営規模等評価結果通知書</p>						
		79点	9										
		78点	8										
		77点	7										
		76点	6										
		75点	5										
		74点	4										
		73点	3										
		72点	2										
		71点	1										
		70点以下	0										
		経審(P)1000点以上	2					2	<p>同業種公共工事の元請又はJV構成員(出資率20%以上に限る。)としての工事実績の有無により評価する。鈴鹿市及び鈴鹿市上下水道局(下水道部門に限る)発注工事については工事成績70点以上の工事に限る。公共工事は、国、県、市町及び公団等の公的機関から受注した工事とする。</p> <p>別途条件：(別途条件がない場合は不要につき削除)</p>	<p>契約履行証明、工事完成認定書、コリンズ</p>			
経審(P)950点以上1000点未満	1												
経審(P)950点未満	0												
実績1件あり	2												
実績なし	0	22	<p>入札参加者が、入札書と同時に提出する評価項目算定申告書により申告した内容について評価する。評価対象となる指定工種を元請と下請(市内本店かつB等級以下)で施工</p> <p>それ以外の施工</p> <p>元請が担当する工種の施工中に元請の自社作業員を概ね2名以上常時配置し施工</p> <p>それ以外の施工</p> <p>入札参加者が、入札書と同時に提出する評価項目算定申告書により申告した内容について評価する。自社作業員は、現場代理人、主任(監理)技術者及び専任の担当技術者(調査基準価格を下回る契約時)を除き、入札(開札)日において3か月以上の常勤雇用が確認できる作業員を対象とする。</p> <p>当該工事の施工に使用する建設機械について、入札参加者が、入札書と同時に提出する評価項目算定申告書により申告した内容について評価する。評価対象となる指定機械は別途規定する。ファイナンスリース以外のリース(賃貸借)契約は評価の対象としない。</p> <p>入札参加者が、入札書と同時に提出する評価項目算定申告書により申告した内容について評価する。評価対象となる指定機械は別途規定する。ファイナンスリース以外のリース(賃貸借)契約は評価の対象としない。</p>	<p>評価項目算定申告書</p> <p>契約時に特記仕様とする</p> <p>※履行確認あり</p> <p>評価項目算定申告書</p> <p>契約時に特記仕様とする</p> <p>※履行確認あり</p> <p>評価項目算定申告書</p> <p>契約時に特記仕様とする</p> <p>※履行確認あり</p> <p>中部地方整備局から交付された認定証又は三重県から発行された登録確認証</p>									
当該する指定工種を元請のみで施工	4												
入札参加者が、受注した工事を自社施工する能力について、【元請施工】として自社施工する工種と申告した内容を評価	3												
それ以外の施工	0												
入札参加者が、受注した工事を自社施工する能力について、【施工班体制】として実際に施工に従事する自社作業員と申告した内容を評価	2												
指定機械を全て元請が自社保有又はファイナンスリース	2												
それ以外の施工	0												
災害時の事業継続力	建設企業における災害時の事業継続計画の策定状況				2	2	<p>中部地方整備局「建設会社における災害時の事業継続力認定制度」にて、「災害時の事業継続力を備えている建設会社」として認定されている場合、又は三重県「建設企業における災害時の事業継続計画登録制度(三重県建設BCP登録制度)」に登録されている場合に評価する。重複する場合にはいずれか一方のみを評価する。</p>	<p>中部地方整備局から交付された認定証又は三重県から発行された登録確認証</p>					
	上記の認定及び登録なし				0								
配置予定技術者	<p>工事実績</p> <p>配置予定の主任(監理)技術者について、直近過去10年度又は当該年度の入札公告日の前日までに完成認定を受けた請負金額2,000万円以上の主任(監理)技術者として従事した同業種公共工事の実績</p>				実績1件あり	2	10	<p>評価する実績は、着工から完成まで携わった工事の実績とする。鈴鹿市及び鈴鹿市上下水道局(下水道部門に限る)発注工事については工事成績70点以上の工事に限る。公共工事とは、国、県、市町及び公団等の公的機関から受注した工事とする。</p> <p>別途条件：(別途条件がない場合は不要につき削除)</p>	様式3	<p>契約履行証明、工事完成認定書、コリンズ</p> <p>配置予定の主任(監理)技術者の資格証</p> <p>配置予定技術者等の年齢を確認できる書類</p> <p>各団体が発行するCPD実績証明書等(発注者が求めた場合、1年間の推奨(目標)単位が分かる資料等)</p>			
					実績なし	0							
					資格保有	配置予定の主任(監理)技術者の資格保有状況					2	2	<p>1級国家資格、技術士のいずれか(又は指定された資格)を保有している</p> <p>別途条件：(別途条件がない場合は不要につき削除)</p>
			上記の資格なし	0									
		担い手育成	配置予定の主任(監理)技術者又は現場代理人が、満39歳以下又は女性の場合において評価	以下の基準に該当あり＝1項目につき2点(2項目4点まで)	4	<p>配置する技術者等は、入札(開札)日において、3か月以上継続して雇用され、建設業法等により加入すべき社会保険に適正に加入している者。入札(開札)日において満39歳以下又は女性の技術者等を配置予定とした場合に評価する。※現場代理人について、主任(監理)技術者が兼務する場合は評価しない(評価点は2点となる)。</p>							
				主任(監理)技術者が満39歳以下又は女性							2		
				現場代理人が満39歳以下又は女性							2		
				上記のいずれも該当しない							0		
		継続教育(CPD)	配置予定の主任(監理)技術者のCPD(継続教育制度)取組実績	各団体設定の1年間推奨(目標)単位以上の単位取得がある場合	2	2							
				各団体設定の1年間推奨(目標)単位の1/2以上の単位取得がある場合	1								
		手持工事量	手持工事量	0=手持工事量	6	6					<p>請負金額2,000万円以上の同業種公共工事件数/同業種に係る1級技術者数</p> <p>1級技術者10名以上の場合は、同業種公共工事件数を1件差し引く。</p> <p>対象となる手持の同業種公共工事とは、請負金額2,000万円以上の当該案件と同工種工事であり、かつ以下の項目に該当する工事とする。</p> <p>①公告日において、元請又はJV構成員(出資比率20%以上に限る。)として国、県、市町及び公団等の公的機関と契約中の工事</p> <p>②開札予定時刻において、元請又はJV構成員(出資比率20%以上に限る。)として鈴鹿市又は鈴鹿市上下水道局と契約予定がある工事</p> <p>③開札予定時刻において、元請又はJV構成員(出資比率20%以上に限る。)として鈴鹿市又は鈴鹿市上下水道局の工事入札において落札候補者となっている工事</p>	<p>提出する確認資料なし(発注者が確認できない場合のみ提出を依頼する)コリンズ・経営規模等評価結果通知書</p>	
				0<手持工事量≤0.13	4								
0.13<手持工事量≤0.23	2												
0.23<手持工事量≤0.33	1												
0.33<手持工事量	0												
労働安全衛生マネジメント認証を取得している	2			2	<p>次のいずれかの労働安全衛生マネジメントに係る認証を取得している場合に評価する。 ISO45001/JISO45100/JISHA適格OSHMS/COHSMOS</p>								
上記の認証なし	0												
労働環境	建設キャリアアップシステム	建設キャリアアップシステムの事業者登録及び現場運用実績がある(今回からの運用開始も含む)	3	5	<p>事業者登録及び現場運用実績が確認できる場合に評価する。今回受注する工事から運用を開始する場合は、事業者登録完了を確認できれば加算し、実績の確認資料を着工日から1ヶ月以内に提出することとする。</p>	<p>登録完了・現場運用確認資料</p>							
		上記の登録、運用実績なし	0										
社会貢献	<p>アークのうち該当する実績(認証取得)がある＝1項目につき2点(最大10点、一部1項目1点)</p> <p>地元及び社会への貢献度について、入札参加者が以下のアからクまでの評価内容から任意で選択した5項目により評価する。</p>	5項目該当	10(9)	10	<p>ア. 障害者雇用促進法により義務づけられている企業は、法定雇用を達成していること。それ以外の企業は、障がい者を雇用していること。</p> <p>イ. 障害者雇用優良中小企業主として認定があること。</p> <p>ウ. 鈴鹿市又は鈴鹿市上下水道局との防災協定締結があること(団体、組合等により防災協定を締結している場合も含む)。</p> <p>エ. ISO、M-EMSの認証取得していること。</p> <p>オ. 厚生労働省又は経済産業省が実施する制度による労働安全衛生、健康経営又はワーク・ライフ・バランス等の推進への取組に対する認定(「安全衛生優良企業認定 ホワイトマーク」、「健康経営優良法人 ホワイト500」、「健康経営優良法人 プラチナ500」、「くるみん認定」、「プラチナくるみん認定」、「トライするみん認定」、「えるぼし認定」、「フランチえるぼし認定」、「ユースール認定」又はこれらに關係して新設された認定のいずれか)があること。</p> <p>カ. みえの働き方改革推進企業登録制度への登録があること。</p> <p>キ. 三重県が運営する「みえる・わかる・つながる!職業ポータルサイト」にインターンシップ受入事業所として登録されており、登録項目のうち「所在地、業種、職種、受入対象、受入時期、受入人数」の項目が全て記載されていること。</p> <p>ク. 直近過去2年度及び当該年度の入札公告日の前日までの期間に以下のボランティア活動について2回以上参加又は実施した実績があること。</p> <p>鈴鹿市が主催する総合防災訓練又は地域地震防災訓練へ2回以上参加＝2点</p> <p>三重県「安全・安心な三重のまちづくり防犯サポート事業者登録制度」による活動又は鈴鹿市「ボランティア清掃活動」を2回以上実施＝1点</p> <p>鈴鹿市が主催する総合防災訓練又は地域地震防災訓練への参加実績1回と、三重県「安全・安心な三重のまちづくり防犯サポート事業者登録制度」による活動の実施又は鈴鹿市「ボランティア清掃活動」の実施実績1回を合計して2回の実績とする場合の評価は1点とする。</p>	様式4	<p>ア. 障害者雇用状況報告書・障害者手帳・常勤雇用確認資料</p> <p>イ. 認定通知書</p> <p>ウ. 防災協定書</p> <p>エ. 登録証等</p> <p>オ. 認定証等</p> <p>カ. 登録証等</p> <p>キ. Webページの写し</p> <p>ク. 制度登録が確認できるWebページ等の写し、活動実績が確認できる日付入りの写真や参加メンバー表等</p>						
		4項目該当	8(7)										
		3項目該当	6(5)										
		2項目該当	4(3)										
		1項目該当	2(1)										
		該当(実績)なし	0										
		地域貢献	<p>地域維持型維持修繕業務委託の実績</p> <p>直近過去3年度及び当該年度の入札公告日の前日までの期間における、鈴鹿市発注の地域維持型維持修繕業務委託の元請としての契約実績</p>					地域維持型維持修繕業務委託の実績あり	2	2	<p>当該工事の入札に参加する者が、鈴鹿市発注の地域維持型維持修繕業務委託の元請として契約したJVの構成員である場合に評価する。</p>	<p>契約書</p>	
								上記の実績なし	0				
								本店所在地(市外本店業者又は市外本店業者を構成員に含む共同企業体(JV)が入札参加できる場合に追加する。)	市内に本店を有する				2
		本店所在地(市内本店業者又は市外本店業者を構成員に含む共同企業体(JV)が入札参加できる場合に追加する。)	市内に本店を有する					0					
		地域貢献	<p>地元業者施工率</p> <p>入札参加者が提出する工事費内訳書に計上された金額のうち、入札者が申告した、市内本店業者(元請及び1次下請)にて施工する割合が80%以上</p> <p>(市外本店業者又は市外本店業者を構成員に含む共同企業体(JV)が入札参加できる場合に追加する。)</p>					市内本店業者(元請及び1次下請)にて施工する割合が80%以上	3	(3)	(3)	<p>入札参加者が、入札書と同時に提出する評価項目算定申告書により申告した内容について評価する。地元業者施工率とは、元請の工事価格に占める市内本店業者(元請及び1次下請)が施工する予定の部分に対応する金額の割合のこととする。元請が市内本店業者以外の場合は、1次下請による請負金額を評価の対象とする。契約内容に応じ、材料や経費についても下請負金額に含めて算定する。2次下請以下に市内本店業者以外が含まれる場合は当該1次下請の下請負金額の全額を対象としない。</p> <p>別途条件：(別途条件(除外する工種、機器費の有無等)がない場合は不要につき削除)</p>	<p>評価項目算定申告書</p> <p>契約時に特記仕様とする</p> <p>※履行確認あり</p>
								市内本店業者(元請及び1次下請)にて施工する割合が80%未満	0				
合計(施工能力等)			55	55	一(評価項目に【本店所在地】【地元業者施工率】を追加する場合は、60点に変更する)								

総合評価落札方式：評価項目一覧（入札公告用）

【土木一式工事】

工事名	
-----	--

【価格以外の評価点（技術提案型・特殊工種なし）】

	評価項目	評価基準	評価点	配点		評価内容等	評価項目算定申告書提出様式	確認資料等 (確認資料は書類の写しの提出を認める)
				土木一式	小計			
技術提案 ※技術提案書の作成方法及び添付資料等はガイドラインを参照	提案項目 課題・テーマ① (提案を求める課題・テーマを記載)	提案項目：(提案項目：工程管理、品質管理、周辺環境、施工上の課題、特記課題を記載) 課題・テーマ	技術審査会の構成員1人あたり（傾斜配点する場合は変更）	極めて優れている	4	発注者が示した提案項目及び課題・テーマ（2～3項目）に対し技術提案書（必要に応じて補足資料）を提出。技術審査会において原則として各項目20点（40～60満点）で評価する。 失格基準：（失格基準がない場合は不要につき削除）	様式6	技術提案書 内容によって契約時に特記仕様とする。 ※履行確認あり
			工夫が見られ優れている	3				
			少し工夫が見られる	2				
			標準的な提案である	1				
			上記以外	0				
	提案項目 課題・テーマ② (提案を求める課題・テーマを記載)	提案項目：(提案項目：工程管理、品質管理、周辺環境、施工上の課題、特記課題を記載) 課題・テーマ	技術審査会の構成員1人あたり	極めて優れている	4	発注者が示した提案項目及び課題・テーマ（2～3項目）に対し技術提案書（必要に応じて補足資料）を提出。技術審査会において原則として各項目20点（40～60満点）で評価する。 失格基準：（失格基準がない場合は不要につき削除）	様式6	技術提案書 内容によって契約時に特記仕様とする。 ※履行確認あり
				工夫が見られ優れている	3			
				少し工夫が見られる	2			
				標準的な提案である	1			
				上記以外	0			
	提案項目 課題・テーマ③ (提案を求める課題・テーマを記載、求める提案が2項目の場合は削除するか斜線を引く)	提案項目：(提案項目：工程管理、品質管理、周辺環境、施工上の課題、特記課題を記載) 課題・テーマ	技術審査会の構成員1人あたり	極めて優れている	4	発注者が示した提案項目及び課題・テーマ（2～3項目）に対し技術提案書（必要に応じて補足資料）を提出。技術審査会において原則として各項目20点（40～60満点）で評価する。 失格基準：（失格基準がない場合は不要につき削除）	様式6	技術提案書 内容によって契約時に特記仕様とする。 ※履行確認あり
				工夫が見られ優れている	3			
				少し工夫が見られる	2			
標準的な提案である				1				
上記以外				0				
建設発生土処分場	自主的な建設発生土の処分場の確保 (建設発生土が見込まれる工事に追加する。) (建設発生土が見込まれない場合は不要につき削除)	当該工事で発生する建設発生土の無償の最終処分場を市内に確保している	1	(1)	(1)	※100㎡以上の建設発生土が見込まれ、かつ搬出先が指定されていない工事の場合、追加で評価する。 当該工事から発生する建設発生土について、処分費が無償の最終処分場が市内に確保されている場合に評価する。	様式5	評価項目算定申告書 契約時に特記仕様書とする ※履行確認あり 残土運搬経路図、処分場の土地全部事項証明書
		上記の確保なし	0					
合計（技術提案）				60	60	←（技術提案項目数によって、又は評価項目に【建設発生土処分場】を追加する場合は変更する）		
【価格点】								
入札価格	【価格点】＝定数300×（1-入札価格/予定価格）（小数点以下切り捨て）					0～75		入札書

総合評価落札方式：評価項目一覧（入札公告用）

【土木一式工事】

工事名

【価格以外の評価点（技術提案型・特殊工種あり）】

評価項目	評価基準	評価点	配点		評価内容等	評価項目算定申告書提出様式	確認資料等 (確認資料は書類の写しの提出を認める)		
			土木一式	小計					
施工能力	<p>工事成績</p> <p>鈴鹿市又は鈴鹿市上下水道局(下水道部門に限る)が発注した工事のうち、直近過去3年度及び当該年度の入札公告日の前日までの期間に工事成績評定通知のあった請負金額2,000万円以上の同業種工事の工事成績又は経営事項審査における総合評定値(P)</p>	80点以上	10	10	<p>【工事成績】</p> <p>計算値＝(n件の評定点の合計+70) / (n+1) (小数点以下切捨)</p> <p>同業種工事の工事成績評定点のうち、入札参加者が自ら選択した任意の件数(n)の工事成績評定点の合計に70点を加え、n+1で除した計算値(小数点以下切捨)を左記のとおりの評価点とする。ただし、申告できる工事成績は10件までとする。</p> <p>【総合評定値】</p> <p>評定値＝(総合評定値(P)-900)÷50 (小数点以下切捨)</p> <p>実績がない場合又は評定点の申告をしない場合は、入札公告日時時点で最新の経営事項審査(経営)における経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書の同業種工事に係る総合評定値(P)の値から900点を差し引き50で除した値(小数点以下切捨)を評価点とする(総合評定値による配点の上限は2点とする)。</p>	様式2 (特殊工種あり)	<p>【工事成績】</p> <p>評価点算出対象として申告する工事の工事成績評定通知書</p> <p>【総合評定値】</p> <p>経営規模等評価結果通知書</p>		
		79点	9						
		78点	8						
		77点	7						
		76点	6						
		75点	5						
		74点	4						
		73点	3						
		72点	2						
		71点	1						
		70点以下	0						
		経審(P)1000点以上	2					2	<p>同業種公共工事の元請又はJV構成員(出資率20%以上に限る。)としての工事実績の有無により評価する。</p> <p>鈴鹿市及び鈴鹿市上下水道局(下水道部門に限る)発注工事については工事成績70点以上の工事に限る。公共工事とは、国、県、市町及び公団等の公的機関から受注した工事とする。</p>
経審(P)950点以上1000点未満	1								
経審(P)950点未満	0	22	<p>別途条件：(別途条件がない場合は不要につき削除)</p>	<p>入札参加者が、入札書と同時に提出する評価項目算定申告書により申告した内容について評価する。</p> <p>評価対象となる指定工種は別途規定する。工事毎に評価対象とする特殊工種は別紙のとおりとする。</p> <p>評価の対象とする下請の「B等級以下」とは、鈴鹿市建設業者格付要綱により、当該工事の参加資格と同年度における同業種のB等級以下に格付された者とする。</p>	<p>評価項目算定申告書</p> <p>契約時に特記仕様とする</p> <p>※履行確認あり</p>				
該当する指定工種を元請のみで施工	4								
自社施工	<p>入札参加者が、受注した工事を自社施工する能力について、【元請施工】として自社施工する工種と申告した内容を評価</p>	該当する指定工種を元請と下請(市内本店かつB等級以下)で施工	3	8	<p>入札参加者が、入札書と同時に提出する評価項目算定申告書により申告した内容について評価する。</p> <p>自社作業員は、現場代理人、主任(監理)技術者及び専任の担当技術者(調査基準価格を下回る契約時)を除き、入札(開札)日において3か月以上の常勤雇用が確認できる作業員を対象とする。</p>	<p>評価項目算定申告書</p> <p>契約時に特記仕様とする</p> <p>※履行確認あり</p>			
		それ以外の施工	0						
		特殊工種を元請のみで施工	1						
		元請が担当する工種の施工中に元請の自社作業員を概ね2名以上常時配置し施工	1						
		それ以外の施工	0						
		指定機械を全て元請が自社保有又はファイナンスリース	1						
災害時の事業継続力	<p>建設企業における災害時の事業継続計画の策定状況</p>	それ以外の施工	0	2	<p>当該工事の施工に使用する建設機械について、入札参加者が、入札書と同時に提出する評価項目算定申告書により申告した内容について評価する。</p> <p>評価対象となる指定機械は別途規定する。工事毎に評価対象とする特殊機械は別紙のとおりとする。</p> <p>ファイナンスリース以外のリース(賃貸借)契約は評価の対象としない。</p>	<p>評価項目算定申告書</p> <p>契約時に特記仕様とする</p> <p>※履行確認あり</p>			
		特殊機械を全て元請が自社保有又はファイナンスリース	1						
		中部地方整備局による認定又は三重県への登録あり	2						
		上記の認定及び登録なし	0						
工事実績	<p>配置予定の主任(監理)技術者について、直近過去10年度又は当該年度の入札公告日の前日までに完成認定を受けた請負金額2,000万円以上の主任(監理)技術者として従事した同業種公共工事の実績</p>	実績1件あり	2	2	<p>評価する実績は、着工から完成まで携わった工事の実績とする。鈴鹿市及び鈴鹿市上下水道局(下水道部門に限る)発注工事については工事成績70点以上の工事に限る。公共工事とは、国、県、市町及び公団等の公的機関から受注した工事とする。</p>	<p>契約履行証明、工事完成認定書、コリンズ</p>			
		実績なし	0						
		1級国家資格、技術士のいずれか(又は指定された資格)を保有している	2				2	<p>1級国家資格、技術士のいずれかを保有している(工事の内容により別の資格を指定した場合は、指定された資格を保有している場合に評価する。)</p> <p>「保有資格」は、当該工事に関連する資格に限る。また、1級国家資格者(建設業法による1級技術検定に合格した者)及び技術士の資格は、該当する種目や部門に限る。</p>	<p>配置予定の主任(監理)技術者の資格証</p>
		上記の資格なし	0						
資格保有	<p>配置予定の主任(監理)技術者の資格保有状況</p>	以下の基準に該当あり＝1項目につき2点(2項目4点まで)	10	4	<p>配置する技術者等は、入札(開札)日において、3か月以上継続して雇用され、建設業法等により加入すべき社会保険に適正に加入している者。入札(開札)日において満39歳以下又は女性の技術者等を配置予定とした場合に評価する。</p> <p>※現場代理人について、主任(監理)技術者が兼務する場合は評価しない(評価点は2点となる)。</p>	<p>配置予定技術者等の年齢を確認できる書類</p>			
		主任(監理)技術者が満39歳以下又は女性					2		
		現場代理人が満39歳以下又は女性					2		
		上記のいずれも該当しない					0		
担い手育成	<p>配置予定の主任(監理)技術者又は現場代理人が、満39歳以下又は女性の場合において評価</p>	各団体設定の1年間推奨(目標)単位以上の単位取得がある場合	2	2	<p>前年度及び当該年度の入札公告日の前日までの期間における任意の1年間において、建設系CPD協議会又は建築CPD運営会議等の加盟団体のうちいずれか1団体が証明又は認定した合計取得単位数(相互承認を受けたCPD単位を含む)が、当該団体の1年間の推奨単位数以上ある場合に評価する。1年間の推奨単位数を設定していない団体のCPD単位は評価の対象としない。</p>	<p>各団体が発行するCPD実績証明書等(発注者が求めた場合、1年間の推奨(目標)単位が分かる資料等)</p>			
		各団体設定の1年間推奨(目標)単位の1/2以上の単位取得がある場合	1						
		上記のいずれも該当しない	0						
		継続教育(CPD)	配置予定の主任(監理)技術者のCPD(継続教育制度)取組実績				0		
手持工事量	<p>手持工事量</p> <p>同業種に係る1級技術者数に対する、手持ちの請負金額2,000万円以上の同業種公共工事の件数の比率</p>	0=手持工事量	6	6	<p>請負金額2,000万円以上の同業種公共工事件数/同業種に係る1級技術者数</p> <p>1級技術者10名以上の場合は、同業種公共工事件数を1件差し引く。</p> <p>対象となる手持ちの同業種公共工事とは、請負金額2,000万円以上の当該案件と同工種工事であり、かつ以下の項目に該当する工事とする。</p> <p>①公告日において、元請又はJV構成員(出資比率20%以上に限る。)として国、県、市町及び公団等の公的機関と契約中の工事</p> <p>②開札予定時刻において、元請又はJV構成員(出資比率20%以上に限る。)として鈴鹿市又は鈴鹿市上下水道局と契約予定がある工事</p> <p>③開札予定時刻において、元請又はJV構成員(出資比率20%以上に限る。)として鈴鹿市又は鈴鹿市上下水道局の工事入札において落札候補者となっている工事</p>	<p>提出する確認資料なし(発注者が確認できない場合のみ提出を依頼する)コリンズ・経営規模等評価結果通知書</p>			
		0<手持工事量≤0.13	4						
		0.13<手持工事量≤0.23	2						
		0.23<手持工事量≤0.33	1						
労働環境	<p>労働環境</p> <p>労働安全衛生マネジメントに係る認証を取得している</p>	労働安全衛生マネジメント認証を取得している	2	2	<p>次のいずれかの労働安全衛生マネジメントに係る認証を取得している場合に評価する。 ISO45001/JISO45100/JISHA規格OSHMS/COHSMOS</p>	<p>評価証・適合証明書等</p>			
		上記の認証なし	0						
		建設キャリアアップシステムの事業者登録及び現場運用実績がある(今回からの運用開始も含む)	3				3	<p>事業者登録及び現場運用実績が確認できる場合に評価する。</p> <p>今回受注する工事から運用を開始する場合は、事業者登録完了を確認できれば加算し、実績の確認資料を着工日から1ヶ月以内に提出することとする。</p>	<p>登録完了・現場運用確認資料</p>
		上記の登録、運用実績なし	0						
社会貢献	<p>ア〜クのうち該当する実績(認証取得)がある＝1項目につき2点(最大10点、一部1項目1点)</p> <p>地元及び社会への貢献度について、入札参加者が以下のアからクまでの評価内容から任意で選択した5項目により評価する。</p>	5項目該当	10(9)	10	<p>ア. 障害者雇用促進法により義務づけられている企業は、法定雇用を達成していること。それ以外の企業は、障がい者を雇用していること。</p> <p>イ. 障害者雇用優良中小企業主として認定があること。</p> <p>ウ. 鈴鹿市又は鈴鹿市上下水道局との防災協定締結があること(団体、組合等により防災協定を締結している場合も含む)。</p> <p>エ. ISO、H-EBSの認証取得していること。</p> <p>オ. 厚生労働省又は経済産業省が実施する制度による労働安全衛生、健康経営又はワーク・ライフ・バランス等の推進への取組に対する認定(「安全衛生優良企業認定 ホワイマーク」、「健康経営優良法人 ホワイ500」、「健康経営優良法人 フライト500」、「健康経営優良法人」、「くるみん認定」、「トラライくるみん認定」、「えるほし認定」、「プラチナえるほし認定」、「ユースール認定)又はこれらに關係して新設された認定のいずれか)があること。</p> <p>カ. みえの働き方改革推進企業登録制度への登録があること。</p> <p>キ. 三重県が運営する「みえる・わかる・つながる!職業ポータルサイト」にインターンシップ受入事業所として登録されており、登録項目のうち「所在地、業種、職種、受入対象、受入時期、受入人数」の項目が全て記載されていること。</p> <p>ク. 直近過去2年度及び当該年度の入札公告日の前日までの期間に以下のボランティア活動について2回以上参加又は実施した実績があること。</p> <p>鈴鹿市が主催する総合防災訓練又は地域地震防災訓練へ2回以上参加＝2点</p> <p>三重県「安全・安心な三重のまちづくり防犯サポート事業者登録制度」による活動又は鈴鹿市「ボランティア清掃活動」を2回以上実施＝1点</p> <p>鈴鹿市が主催する総合防災訓練又は地域地震防災訓練への参加実績1回と、三重県「安全・安心な三重のまちづくり防犯サポート事業者登録制度」による活動の実績又は鈴鹿市「ボランティア清掃活動」の実績実績1回を合計して2回の実績とする場合の評価は1点とする。</p>	<p>ア. 障害者雇用状況報告書・障害者イ. 認定通知書ウ. 防災協定書エ. 登録証等オ. 認定証等カ. 登録証等キ. Webページの写しク. 制度登録が確認できるWebページ等の写し、活動実績が確認できる日付入りの写真や参加メンバー表等</p>			
		4項目該当	8(7)						
		3項目該当	6(5)						
		2項目該当	4(3)						
地域貢献	<p>地域維持型維持修繕業務委託の実績</p> <p>直近過去3年度及び当該年度の入札公告日の前日までの期間における、鈴鹿市発注の地域維持型維持修繕業務委託の元請としての契約実績</p>	地域維持型維持修繕業務委託の実績あり	2	2	<p>当該工事の入札に参加する者が、鈴鹿市発注の地域維持型維持修繕業務委託の元請として契約したJVの構成員である場合に評価する。</p>	<p>契約書</p>			
		上記の実績なし	0						
		市内に本店を有する	2				(2)	<p>本店所在地は、公告日の前日時点において鈴鹿市入札参加資格者名簿に登録されている本店所在地で評価する。JVの場合、代表者を評価対象とする。</p>	<p>評価項目算定申告書</p>
		市外に本店を有する	0						
地元業者施工率	<p>入札参加者が提出する工事費内訳書に計上された金額のうち、入札者が申告した、市内本店業者(元請及び1次下請)にて施工する割合が80%以上</p> <p>(市外本店業者又は市外本店業者を構成員に含む共同企業体(JV)が入札参加できる場合に追加する。)</p>	市内本店業者(元請及び1次下請)にて施工する割合が80%以上	3	(3)	<p>入札参加者が、入札書と同時に提出する評価項目算定申告書により申告した内容について評価する。地元業者施工率とは、元請の工事価格に占める市内本店業者(元請及び1次下請)が施工する予定の部分に対応する金額の割合のこととする。元請が市内本店業者以外の場合は、1次下請による請負金額を評価の対象とする。契約内容に応じ、材料や経費についても下請負金額に含めて算定する。2次下請以下に市内本店業者以外が含まれる場合は当該1次下請の下請負金額の全額を対象としない。</p>	<p>評価項目算定申告書</p> <p>契約時に特記仕様とする</p> <p>※履行確認あり</p>			
		市内本店業者(元請及び1次下請)にて施工する割合が80%未満	0						
合計(施工能力等)			55	55	一(評価項目に【本店所在地】【地元業者施工率】を追加する場合は、60点に変更する)				

総合評価落札方式：評価項目一覧（入札公告用）

【土木一式工事】

工事名	
-----	--

【価格以外の評価点（技術提案型・特殊工種あり）】

	評価項目	評価基準	評価点	配点		評価内容等	評価項目算定申告書提出様式	確認資料等 (確認資料は書類の写しの提出を認める)
				土木一式	小計			
技術提案 ※技術提案書の作成方法及び添付資料等はガイドラインを参照	提案項目 課題・テーマ① (提案を求める課題・テーマを記載)	提案項目：(提案項目：工程管理、品質管理、周辺環境、施工上の課題、特記課題を記載) 課題・テーマ	技術審査会の構成員1人あたり（傾斜配点する場合は変更）	極めて優れている	4	発注者が示した提案項目及び課題・テーマ（2～3項目）に対し技術提案書（必要に応じて補足資料）を提出。技術審査会において原則として各項目20点（40～60満点）で評価する。 失格基準：（失格基準がない場合は不要につき削除）	様式6	技術提案書 内容によって契約時に特記仕様とする。 ※履行確認あり
			工夫が見られ優れている	3				
			少し工夫が見られる	2				
			標準的な提案である	1				
			上記以外	0				
	提案項目 課題・テーマ② (提案を求める課題・テーマを記載)	提案項目：(提案項目：工程管理、品質管理、周辺環境、施工上の課題、特記課題を記載) 課題・テーマ	技術審査会の構成員1人あたり	極めて優れている	4	発注者が示した提案項目及び課題・テーマ（2～3項目）に対し技術提案書（必要に応じて補足資料）を提出。技術審査会において原則として各項目20点（40～60満点）で評価する。 失格基準：（失格基準がない場合は不要につき削除）	様式6	技術提案書 内容によって契約時に特記仕様とする。 ※履行確認あり
				工夫が見られ優れている	3			
				少し工夫が見られる	2			
				標準的な提案である	1			
				上記以外	0			
	提案項目 課題・テーマ③ (提案を求める課題・テーマを記載)	提案項目：(提案項目：工程管理、品質管理、周辺環境、施工上の課題、特記課題を記載) 課題・テーマ	技術審査会の構成員1人あたり	極めて優れている	4	発注者が示した提案項目及び課題・テーマ（2～3項目）に対し技術提案書（必要に応じて補足資料）を提出。技術審査会において原則として各項目20点（40～60満点）で評価する。 失格基準：（失格基準がない場合は不要につき削除）	様式6	技術提案書 内容によって契約時に特記仕様とする。 ※履行確認あり
				工夫が見られ優れている	3			
				少し工夫が見られる	2			
標準的な提案である				1				
上記以外				0				
建設発生土処分場	自主的な建設発生土の処分場の確保 (建設発生土が見込まれる工事に追加する。) (建設発生土が見込まれない場合は不要につき削除)	当該工事で発生する建設発生土の無償の最終処分場を市内に確保している	1	(1)	(1)	※100㎡以上の建設発生土が見込まれ、かつ搬出先が指定されていない工事の場合、追加で評価する。 当該工事から発生する建設発生土について、処分費が無償の最終処分場が市内に確保されている場合に評価する。	様式5	評価項目算定申告書 契約時に特記仕様書とする ※履行確認あり 残土運搬経路図、処分場の土地全部事項証明書
		上記の確保なし	0					
合計（技術提案）				60	60			
【価格点】								
入札価格	【価格点】＝定数300×（1-入札価格/予定価格）（小数点以下切り捨て）				0～75			入札書

総合評価落札方式：評価項目一覧（入札公告用）

【土木一式工事】

工事名	
-----	--

【価格以外の評価点（施工能力評価型・特殊工種なし）（J・V）】

評価項目		評価基準	評価点	配点		評価内容等	評価項目算定申告書提出様式	確認資料等 (確認資料は書類の写しの提出を認める)			
				土木一式	小計						
施工能力	工事成績	鈴鹿市又は鈴鹿市上下水道局(下水道部門に限る)が発注した工事のうち、直近過去3年度及び当該年度の入札公告日の前日までの期間に工事成績評定通知のあった請負金額2,000万円以上の同業種工事の工事成績又は経営事項審査における総合評定値(P)	80点以上	10	10	【工事成績】 計算値＝(n件の評定点の合計÷70) / (n+1) (小数点以下切捨) 同業種工事の工事成績評定点のうち、入札参加者が自ら選択した任意の件数(n)の工事成績評定点の合計に70点を加え、n+1で除した計算値(小数点以下切捨)を左記のとりの評価点とする。ただし、申告できる工事成績は10件までとする。 入札参加者が特定建設工事共同企業体(J・V)の場合、申告できる工事成績評定点は全ての構成員(代表構成員を含む)を対象とする。 【総合評定値】 評価点＝(総合評定値(P)－900)÷50 (小数点以下切捨) 実績がない場合又は評定点の申告をしない場合は、入札公告日時にて最新の経営事項審査(経審)における経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書の同業種工事に係る総合評定値(P)の値から900点を差し引き50で除した値(小数点以下切捨)を評価点とする(総合評定値による配点の上限は2点とする)。 入札参加者が特定建設工事共同企業体(J・V)の場合、申告できる総合評定点(P)は代表構成員を対象とする。	様式2 (特殊工種なし)	【工事成績】 評価点算出対象として申告する工事の工事成績評定通知書 【総合評定値】 経営規模等評価結果通知書			
			79点	9							
			78点	8							
			77点	7							
			76点	6							
			75点	5							
			74点	4							
			73点	3							
			72点	2							
			71点	1							
70点以下	0										
経審(P)1000点以上	2										
経審(P)950点以上1000点未満	1										
経審(P)950点未満	0										
企業実績	直近過去10年度又は当該年度の入札公告日の前日までに完成認定を受けた請負金額2,000万円以上の同業種公共工事の実績	実績1件あり	2	2	同業種公共工事の元請又はJ・V構成員(出資率20%以上に限る。)としての工事実績の有無により評価する。 鈴鹿市及び鈴鹿市上下水道局(下水道部門に限る)発注工事については工事成績70点以上の工事に限る。公共工事は、国、県、市町及び公園等の公的機関から受注した工事とする。 別途条件：(別途条件がない場合は不要につき削除)	契約履行証明、工事完成認定書、コリンズ					
		実績なし	0								
		入札参加者が、受注した工事を自社施工する能力について、【元請施工】として自社施工する工程と申告した内容を評価	該当する指定工種を元請のみで施工				4	8	入札参加者が、入札書と同時に提出する評価項目算定申告書により申告した内容について評価する。 評価対象となる指定工種は別途規定する。 評価の対象とする下請の「B等級以下」とは、鈴鹿市建設業者格付要綱により、当該工事の参加資格と同年度における同業種のB等級以上に格付された者とする。 入札参加者が特定建設工事共同企業体(J・V)の場合、いずれかの構成員、もしくは全ての構成員が一体となり基準を満たせば加点する。	評価項目算定申告書 契約時に特記仕様とする ※履行確認あり	
			該当する指定工種を元請と下請(市内本店かつB等級以下)で施工				3				
			それ以外の施工				0				
		入札参加者が、受注した工事を自社施工する能力について、【施工班体制】として実際に施工に従事する自社作業員と申告した内容を評価	元請が担当する工種の施工中に元請の自社作業員を概ね2名以上常時配置し施工				2	0	入札参加者が、入札書と同時に提出する評価項目算定申告書により申告した内容について評価する。 自社作業員は、現場代理人、主任(監理)技術者及び専任の担当技術者(調査基準価格を下回る契約時)を除き、入札(開札)日において3か月以上の常勤雇用が確認できる作業員を対象とする。 入札参加者が特定建設工事共同企業体(J・V)の場合、いずれかの構成員、もしくは全ての構成員が一体となり基準を満たせば加点する。	評価項目算定申告書 契約時に特記仕様とする ※履行確認あり	
			それ以外の施工				0				
			指定機械を全て元請が自社保有又はファイナンスリース				2				
		入札参加者が、受注した工事を自社施工する能力について、【使用機械】として実際に施工に使用する建設機械と申告した内容を評価	それ以外の施工				0	2	当該工事の施工に使用する建設機械について、入札参加者が、入札書と同時に提出する評価項目算定申告書により申告した内容について評価する。 評価対象となる指定機械は別途規定する。 ファイナンスリース以外のリース(賃貸借)契約は評価の対象としない。 入札参加者が特定建設工事共同企業体(J・V)の場合、いずれかの構成員、もしくは全ての構成員が一体となり基準を満たせば加点する。	評価項目算定申告書 契約時に特記仕様とする ※履行確認あり	
			中部地方整備局による認定又は三重県への登録あり				2				
上記の認定及び登録なし	0										
災害時の事業継続力	建設企業における災害時の事業継続計画の策定状況	中部地方整備局による認定又は三重県への登録あり	2	2	中部地方整備局「建設会社における災害時の事業継続力認定制度」にて、「災害時の事業継続力を備えている建設会社」として認定されている場合、又は三重県「建設企業における災害時の事業継続計画登録制度(三重県建設BCP登録制度)」に登録されている場合に評価する。重複する場合にはいずれか一方のみを評価する。 入札参加者が特定建設工事共同企業体(J・V)の場合、全ての構成員(代表構成員を含む)の事業継続計画の策定・登録があれば加点する。	中部地方整備局から交付された認定証又は三重県から発行された登録確認証					
		上記の認定及び登録なし	0								
		工事実績	配置予定の主任(監理)技術者について、直近過去10年度又は当該年度の入札公告日の前日までに完成認定を受けた請負金額2,000万円以上の主任(監理)技術者として従事した同業種公共工事の実績				実績1件あり	2	2	評価する実績は、着工から完成まで携わった工事の実績とする。鈴鹿市及び鈴鹿市水道局(下水道部門に限る)発注工事については工事成績70点以上の工事に限る。公共工事は、国、県、市町及び公園等の公的機関から受注した工事とする。 別途条件：(別途条件がない場合は不要につき削除)	契約履行証明、工事完成認定書、コリンズ
							実績なし	0			
		資格保有	配置予定の主任(監理)技術者の資格保有状況				1級国家資格、技術士のいずれか(又は指定された資格)を保有している	2	2	1級国家資格、技術士のいずれかを保有している(工事の内容により別の資格を指定した場合は、指定された資格を保有している場合に評価する。 「保有資格」は、当該工事に関連する資格に限る。また、1級国家資格者(建設業法による1級技術検定に合格した者)及び技術士の資格は、該当する種目や部門に限る。 別途条件：(別途条件がない場合は不要につき削除)	配置予定の主任(監理)技術者の資格証
							上記の資格なし	0			
		配置予定技術者	担い手育成				以下の基準に該当あり＝1項目につき2点(2項目4点まで)	2	10	配置する技術者等は、入札(開札)日において、3か月以上継続して雇用され、建設業法等により加入すべき社会保険に適正に加入している者。入札(開札)日において満39歳以下又は女性の技術者等を配置予定とした場合に評価する。 ※現場代理人について、主任(監理)技術者が兼務する場合は評価しない(評価点は2点となる)。	配置予定技術者等の年齢を確認できる書類
							主任(監理)技術者が満39歳以下又は女性	2			
							現場代理人が満39歳以下又は女性	2			
							上記のいずれも該当しない	0			
継続教育(CPD)	配置予定の主任(監理)技術者のCPD(継続教育制度)取組実績	各団体設定の1年間推奨(目標)単位以上の単位取得がある場合	2	2	前年度及び当該年度の入札公告日の前日までの期間における任意の1年間において、建設系CPD協議会又は建築CPD運営会議等の加盟団体のうちいずれか1団体が証明又は認定した単位取得数(相互承認を受けたCPD単位を含む)が、当該団体の1年間の推奨単位以上ある場合に評価する。1年間の推奨単位を設定していない団体のCPD単位は評価の対象としない。 上記のいずれも該当しない	各団体が発行するCPD実績証明書等(発注者が求めた場合、1年間の推奨(目標)単位が分かる資料等)					
		各団体設定の1年間推奨(目標)単位の1/2以上の単位取得がある場合	1								
手持工事量	手持工事量	0=手持工事量	6	6	請負金額2,000万円以上の同業種公共工事件数/同業種に係る1級技術者数 1級技術者10名以上の場合は、同業種公共工事件数を1件差し引く。 入札参加者が特定建設工事共同企業体(J・V)の場合、全ての構成員(代表構成員を含む)の対象となる同業種公共工事件数/同業種に係る1級技術者数とする。また、同業種公共工事件数は、構成員毎に1級技術者10名いれば1件を差し引く。 対象となる手持の同業種公共工事とは、請負金額2,000万円以上の当該案件と同工種工事であり、かつ以下の項目に該当する工事とする。 ①公告日において、元請又はJ・V構成員(出資比率20%以上に限る。)として国、県、市町及び公園等の公的機関と契約中の工事 ②開札予定時刻において、元請又はJ・V構成員(出資比率20%以上に限る。)として鈴鹿市又は鈴鹿市上下水道局と契約予定がある工事 ③開札予定時刻において、元請又はJ・V構成員(出資比率20%以上に限る。)として鈴鹿市又は鈴鹿市上下水道局の工事入札において落札候補者となっている工事	提出する確認資料なし (発注者が確認できない場合のみ提出を依頼する)コリンズ・経営規模等評価結果通知書					
		0<手持工事量≤0.13	4								
		0.13<手持工事量≤0.23	2								
		0.23<手持工事量≤0.33	1								
		0.33<手持工事量	0								
		労働安全衛生マネジメント認証を取得している	2				2	次のいずれかの労働安全衛生マネジメントに係る認証を取得している場合に評価する。 ISO45001/JISO45100/JISHA適格OSHMS/COHSMOS	評価証・適合証明書等		
上記の認証なし	0										
労働環境	建設キャリアアップシステム	建設キャリアアップシステムの事業者登録及び現場運用実績がある(今回からの運用開始も含む)	3	3	事業者登録及び現場運用実績が確認できる場合に評価する。 今回受注する工事から運用を開始する場合は、事業者登録完了を確認できれば加点し、実績の確認資料を着工日から1ヶ月以内に提出することとする。	登録完了・現場運用確認資料					
		上記の登録、運用実績なし	0								
社会貢献	アークのうち該当する実績(認証取得)がある＝1項目につき2点(最大10点、一部1項目1点) 地元及び社会への貢献度について、入札参加者が以下のアからクまでの評価内容から任意で選択した5項目により評価する。	5項目該当	10(9)	10	ア. 障害者雇用促進法により義務づけられている企業は、法定雇用を達成していること。それ以外の企業は、障がい者を雇用していること。 イ. 障害者雇用優良中小企業主として認定があること。 ウ. 鈴鹿市又は鈴鹿市上下水道局との防災協定締結があること(団体、組合等により防災協定を締結している場合も含む)。 エ. ISO、H-EMSの認証取得していること。 オ. 厚生労働省又は経済産業省が実施する制度による労働安全衛生、健康経営又はワーク・ライフ・バランス等の推進への取組に対する認定(「安全衛生優良企業認定 ホワイトマーク」、「健康経営優良法人 ホワイト500」、「健康経営優良法人 プラチナ500」、「ユースエール認定」又はこれらに關係して新設された認定のいずれか)があること。 カ. みえの働き方改革推進企業登録制度への登録があること。 キ. 三重県が運営する「みえる・わかる・つながる!職業ポータルサイト」にインタナショナル認定を受け登録されており、登録項目のうち「所在地、業種、職種、受入対象、受入時期、受入人数」の項目が全て記載されていること。 ク. 直近過去2年度及び当該年度の入札公告日の前日までの期間に以下のボランティア活動について2回以上参加又は実施した実績があること。 鈴鹿市が主催する総合防災訓練又は地域防災訓練へ2回以上参加＝2点 三重県「安全・安心な三重のまちづくり防犯サポート事業者登録制度」による活動又は鈴鹿市「ボランティア清掃活動」を2回以上実施＝1点 鈴鹿市が主催する総合防災訓練又は地域防災訓練への参加実績1回と、三重県「安全・安心な三重のまちづくり防犯サポート事業者登録制度」による活動の実施又は鈴鹿市「ボランティア清掃活動」の実施実績1回を合計して2回の実績とする場合の評価は1点とする。	様式4 ア. 障害者雇用状況報告書・障害者手帳・常勤雇用確認資料 イ. 認定通知書 ウ. 防災協定書 エ. 登録証等 オ. 認定証等 カ. 登録証等 キ. Webページの写し ク. 制度登録が確認できるWebページ等の写し、活動実績が確認できる日付入りの写真や参加メンバー表等					
		4項目該当	8(7)								
		3項目該当	6(5)								
		2項目該当	4(3)								
		1項目該当	2(1)								
		該当(実績)なし	0								
		地域貢献	地域維持型維持修繕業務委託の実績				地域維持型維持修繕業務委託の実績あり	2	2	入札参加者が、鈴鹿市発注の地域維持型維持修繕業務委託の元請として契約したJ・Vの構成員である場合に評価する。 入札参加者が特定建設工事共同企業体(J・V)の場合、全ての構成員(代表構成員を含む)に実績があれば加点する。	契約書
							上記の実績なし	0			
							市内に本店を有する	2			
		市外に本店を有する	0								
地域貢献	本店所在地(市外本店業者又は市外本店業者を構成員を含む共同企業体(J・V)が入札参加できる場合に追加する。)	市内本店業者(元請及び1次下請)にて施工する割合が80%以上	3	(3)	(3)	入札参加者が、入札書と同時に提出する評価項目算定申告書により申告した内容について評価する。地元業者施工とは、元請の工事価格に占める市内本店業者(元請及び1次下請)が施工する予定の部分に対応する金額の割合のこととする。元請が市内本店業者以外の場合は、1次下請による請負金額を評価の対象とする。契約内容に応じ、材料や経費について下請負金額に含めて算定する。2次下請以下に市内本店業者以外が含まれる場合は当該1次下請の請負金額の全額を対象としない。 特定建設工事共同企業体(J・V)の構成員に市外本店業者を含む場合、元請の工事価格のうち元請が施工する予定の部分に対応する金額を出資比率により按分し、市外本店業者に相当する金額を評価の対象としない。 別途条件：(別途条件(除外する工程、機器費の有無等)がない場合は不要につき削除)	様式5 評価項目算定申告書 契約時に特記仕様とする ※履行確認あり				
		市内本店業者(元請及び1次下請)にて施工する割合が80%未満	0								
		別途条件：(別途条件(除外する工程、機器費の有無等)がない場合は不要につき削除)	0								
合計(施工能力等)				55	55	一(評価項目に【本店所在地】【地元業者施工】を追加する場合は、60点に変更する)					
技術提案	建設発生土処分場	当該工事が発生する建設発生土の無償の最終処分場を市内に確保している	1	(1)	(1)	※100㎡以上の建設発生土が見込まれ、かつ搬出先が指定されていない工事の場合、追加で評価する。 当該工事から発生する建設発生土について、処分費が無償の最終処分場が市内に確保されている場合に評価する。	様式5				
		上記の確保なし	0								
合計(技術提案)				(1)	(1)	一(評価項目に【建設発生土処分場】を追加する場合は変更する)					
【価格点】											
入札価格	【価格点】＝定数300×(1-入札価格/予定価格)(小数点以下切り捨て)				0~75			入札書			

総合評価落札方式：評価項目一覧（入札公告用）

【土木一式工事】

工事名

【価格以外の評価点（技術提案型・特殊工種なし）（J・V）】

評価項目	評価基準	評価点	配点		評価内容等	評価項目算定申告書提出様式	確認資料等 (確認資料は書類の写しの提出を認める)
			土木一式	小計			
施工能力	<p>【工事成績】</p> <p>評価点＝(n件の評定点の合計÷70) / (n+1) (小数点以下切捨)</p> <p>計算値＝(n件の評定点の合計÷70) / (n+1) (小数点以下切捨)</p> <p>同業種工事の工事成績評定点のうち、入札参加者が自ら選択した任意の件数 (n) の工事成績評定点の合計に70点を加え、n+1で除した計算値 (小数点以下切捨) を左記のとおり評価点とする。ただし、申告できる工事成績は10件までとする。</p> <p>入札参加者が特定建設工事共同企業体 (J・V) の場合、申告できる工事成績評定点は全ての構成員 (代表構成員を含む) を対象とする。</p> <p>【総合評定値】</p> <p>評価点＝(総合評定値(P)－900)÷50 (小数点以下切捨)</p> <p>実績がない場合又は評定点の申告をしない場合は、入札公告日時点にて最新の経営事項審査 (経営) における経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書の同業種工事に係る総合評定値 (P) の値から900点を差し引き50で除した値 (小数点以下切捨) を評価点とする (総合評定値による配点の上限は2点とする)。</p> <p>入札参加者が特定建設工事共同企業体 (J・V) の場合、申告できる総合評定点 (P) は代表構成員を対象とする。</p>	80点以上	10	10	<p>【工事成績】</p> <p>計算値＝(n件の評定点の合計÷70) / (n+1) (小数点以下切捨)</p> <p>計算値＝(n件の評定点の合計÷70) / (n+1) (小数点以下切捨)</p> <p>同業種工事の工事成績評定点のうち、入札参加者が自ら選択した任意の件数 (n) の工事成績評定点の合計に70点を加え、n+1で除した計算値 (小数点以下切捨) を左記のとおり評価点とする。ただし、申告できる工事成績は10件までとする。</p> <p>入札参加者が特定建設工事共同企業体 (J・V) の場合、申告できる工事成績評定点は全ての構成員 (代表構成員を含む) を対象とする。</p> <p>【総合評定値】</p> <p>評価点＝(総合評定値(P)－900)÷50 (小数点以下切捨)</p> <p>実績がない場合又は評定点の申告をしない場合は、入札公告日時点にて最新の経営事項審査 (経営) における経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書の同業種工事に係る総合評定値 (P) の値から900点を差し引き50で除した値 (小数点以下切捨) を評価点とする (総合評定値による配点の上限は2点とする)。</p> <p>入札参加者が特定建設工事共同企業体 (J・V) の場合、申告できる総合評定点 (P) は代表構成員を対象とする。</p>	<p>評価項目算定申告書提出様式</p> <p>確認資料等 (確認資料は書類の写しの提出を認める)</p>	<p>【工事成績】</p> <p>評価点算出対象として申告する工事の工事成績評定値通知書</p> <p>【総合評定値】</p> <p>経営規模等評価結果通知書</p>
		79点	9				
		78点	8				
		77点	7				
		76点	6				
		75点	5				
		74点	4				
		73点	3				
		72点	2				
		71点	1				
		70点以下	0				
		経審 (P) 1000点以上	2				
経審 (P) 950点以上1000点未満	1						
経審 (P) 950点未満	0	0	2	22	<p>入札参加者が、入札書と同時に提出する評価項目算定申告書により申告した内容について評価する。</p> <p>評価対象となる指定工種は別途規定する。</p> <p>評価の対象とする下請の「B等級以下」とは、鈴鹿市建設業者格付要綱により、当該工事の参加資格と同年度における同業種のB等級以上に格付された者とする。</p> <p>入札参加者が特定建設工事共同企業体 (J・V) の場合、いずれかの構成員、もしくは全ての構成員が一体となり基準を満たせば加点する。</p>	<p>評価項目算定申告書</p> <p>契約時に特記仕様とする</p> <p>※履行確認あり</p>	
実績1件あり	2	2	8	<p>入札参加者が、入札書と同時に提出する評価項目算定申告書により申告した内容について評価する。</p> <p>自社作業員は、現場代理人、主任 (監理) 技術者及び専任の担当技術者 (調査基準価格を下回る契約時) を除き、入札 (開札) 日において3か月以上の常勤雇用が確認できる作業員を対象とする。</p> <p>入札参加者が特定建設工事共同企業体 (J・V) の場合、いずれかの構成員、もしくは全ての構成員が一体となり基準を満たせば加点する。</p>	<p>評価項目算定申告書</p> <p>契約時に特記仕様とする</p> <p>※履行確認あり</p>		
実績なし	0	0	2	<p>当該指定工種を元請のみで施工</p> <p>当該指定工種を元請と下請 (市内本店かつB等級以下) で施工</p> <p>それ以外の施工</p>		<p>評価項目算定申告書</p> <p>契約時に特記仕様とする</p> <p>※履行確認あり</p>	
元請が担当する工種の施工中に元請の自社作業員を概ね2名以上常時配置し施工	2	0	2	<p>元請が担当する工種の施工中に元請の自社作業員を概ね2名以上常時配置し施工</p> <p>それ以外の施工</p>	<p>評価項目算定申告書</p> <p>契約時に特記仕様とする</p> <p>※履行確認あり</p>		
指定機械を全て元請が自社保有又はファイナンスリース	2	0	2	<p>指定機械を全て元請が自社保有又はファイナンスリース</p> <p>それ以外の施工</p>		<p>評価項目算定申告書</p> <p>契約時に特記仕様とする</p> <p>※履行確認あり</p>	
それ以外の施工	0	0	2	<p>中部地方整備局による認定又は三重県への登録あり</p> <p>上記の認定及び登録なし</p>	<p>中部地方整備局から交付された認定証又は三重県から発行された登録確認証</p>		
建設企業における災害時の事業継続計画の策定状況	2	0	2	<p>中部地方整備局「建設会社における災害時の事業継続力認定制度」にて、「災害時の事業継続力を備えている建設会社」として認定されている場合、又は三重県「建設企業における災害時の事業継続計画登録制度 (三重県建設BCP登録制度)」に登録されている場合に評価する。重複する場合にはいずれか一方のみを評価する。</p> <p>入札参加者が特定建設工事共同企業体 (J・V) の場合、全ての構成員 (代表構成員を含む) の事業継続計画の登録があれば加点する。</p>		<p>契約履行証明、工事完成認定書、コリンズ</p>	
配置予定の主任 (監理) 技術者について、直近過去10年度又は当該年度の入札公告日の前日までに完成認定を受けた請負金額2,000万円以上の主任 (監理) 技術者として従事した同業種公共工事の実績	実績1件あり	2	2	2	<p>評価する実績は、着工から完成まで携わった工事の実績とする。鈴鹿市及び鈴鹿市上下水道局 (下水道部門に限る) 発注工事については工事成績70点以上の工事に限る。公共工事とは、国、県、市町及び公団等の公的機関から受注した工事とする。</p>		<p>契約履行証明、工事完成認定書、コリンズ</p>
実績なし	0	0	2	<p>別途条件：(別途条件がない場合は不要につき削除)</p>	<p>配置予定の主任 (監理) 技術者の資格証</p>		
配置予定の主任 (監理) 技術者の資格保有状況	1級国家資格、技術士のいずれか (又は指定された資格) を保有している	2	2	10		<p>1級国家資格、技術士のいずれかを保有している (工事の内容により別の資格を指定した場合は、指定された資格を保有している) 場合に評価する。</p> <p>「保有資格」は、当該工事に関連する資格に限る。また、1級国家資格者 (建設業法による1級技術検定に合格した者) 及び技術士の資格は、該当する種目や部門に限る。</p>	<p>配置予定の主任 (監理) 技術者の資格証</p>
配置予定の主任 (監理) 技術者又は現場代理人が、満39歳以下又は女性の場合において評価	上記の資格なし	0	4	<p>別途条件：(別途条件がない場合は不要につき削除)</p>	<p>配置予定技術者等の年齢を確認できる書類</p>		
以下に基準に該当あり＝1項目につき2点 (2項目4点まで)	主任 (監理) 技術者が満39歳以下又は女性	2	2	<p>配置する技術者等は、入札 (開札) 日において、3か月以上継続して雇用され、建設業法等により加入すべき社会保険に適正に加入している者。入札 (開札) 日において満39歳以下又は女性の技術者等を配置予定とした場合に評価する。</p> <p>※現場代理人について、主任 (監理) 技術者が兼務する場合は評価しない (評価点は2点となる)。</p>		<p>各団体が発行するCPD実績証明書等 (発注者が求めた場合、1年間の推奨 (目標) 単位が分かる資料等)</p>	
現場代理人が満39歳以下又は女性	2	2	2	<p>前年度及び当該年度の入札公告日の前日までの期間における任意の1年間において、建設系CPD協議会又は建築CPD運営会議等の加盟団体のうちいずれか1団体が証明又は認定した合計取得単位数 (相互承認を受けたCPD単位を含む) が、当該団体の1年間の推奨単位数以上ある場合に評価する。1年間の推奨単位数を設定していない団体のCPD単位数は評価の対象としない。</p>	<p>提出する確認資料なし (発注者が確認できない場合のみ提出を依頼する) コリンズ・経営規模等評価結果通知書</p>		
上記のいずれも該当しない	0	0	2	<p>0=手持工事量</p> <p>0<手持工事量≤0.13</p> <p>0.13<手持工事量≤0.23</p> <p>0.23<手持工事量≤0.33</p> <p>0.33<手持工事量</p>		<p>請負金額2,000万円以上の同業種公共工事件数/同業種に係る1級技術者数</p> <p>1級技術者10名以上の場合は、同業種公共工事件数を1件差し引く</p> <p>入札参加者が特定建設工事共同企業体 (J・V) の場合、全ての構成員 (代表構成員を含む) の対象となる同業種公共工事件数/同業種に係る1級技術者数とする。また、同業種公共工事件数は、構成員毎に1級技術者10名いれば1件を差し引く。</p>	
各団体設定の1年間推奨 (目標) 単位以上の単位取得がある場合	2	1	6	<p>対象となる手持の同業種公共工事とは、請負金額2,000万円以上の当該案件と同工種工事であり、かつ以下の項目に該当する工事とする。</p> <p>①公告日において、元請又はJ・V構成員 (出資比率20%以上に限る。) として国、県、市町及び公団等の公的機関と契約中の工事</p> <p>②開札予定時刻において、元請又はJ・V構成員 (出資比率20%以上に限る。) として鈴鹿市又は鈴鹿市上下水道局と契約予定がある工事</p> <p>③開札予定時刻において、元請又はJ・V構成員 (出資比率20%以上に限る。) として鈴鹿市又は鈴鹿市上下水道局の工事入札において落札候補者となっている工事</p>	<p>評価証・適合証明書等</p>		
各団体設定の1年間推奨 (目標) 単位の1/2以上の単位取得がある場合	1	0	5	<p>事業者登録及び現場運用実績が確認できる場合に評価する。</p> <p>今回受注する工事から運用を開始する場合は、事業者登録完了を確認できれば加点し、実績の確認資料を着工日から1ヶ月以内に提出することとする。</p>		<p>登録完了・現場運用確認資料</p>	
上記のいずれも該当しない	0	0	5	<p>労働安全衛生マネジメント認証を取得している</p> <p>上記の認証なし</p>	<p>建設キャリアアップシステムの事業者登録及び現場運用実績がある (今回からの運用開始も含む)</p> <p>上記の登録、運用実績なし</p>		<p>ア、障害者雇用促進法により義務づけられている企業は、法定雇用を達成していること。それ以外の企業は、障がい者を雇用していること。</p> <p>ウ、障害者雇用優良中小企業主として認定があること</p> <p>イ、鈴鹿市又は鈴鹿市上下水道局との防災協定締結があること (団体、組合等により防災協定を締結している場合も含む)。</p> <p>エ、ISO、M-EMSの認証取得していること。</p> <p>オ、厚生労働省又は経済産業省が実施する制度による労働安全衛生、健康経営又はワーク・ライフ・バランス等の推進への取組に対する認定 (「安全衛生優良企業認定 ホワイトマーク」、「健康経営優良法人 ホワイト500」、「健康経営優良法人 プライム500」、「くるみん認定」、「プラチナくるみん認定」、「トライクルミン認定」、「えるほし認定」、「プラチナえるほし認定」、「ユースエール認定」又はこれらに關係して新設された認定のいずれか) があること。</p> <p>カ、みえの働き方改革推進企業登録制度への登録があること。</p> <p>キ、三重県が運営する「みえる・わかる・つながる」職業ポータルサイトにインターンシップ受入事業所として登録されており、登録項目のうち「所在地、業種、職種、受入対象、受入時期、受入人数」の項目が全て記載されていること。</p> <p>ク、直近過去2年度及び当該年度の入札公告日の前日までの期間に以下のボランティア活動について2回以上参加又は実施した実績があること。</p> <p>鈴鹿市が主催する総合防災訓練又は地域地震防災訓練へ2回以上参加＝2点</p> <p>三重県「安全・安心な三重のまちづくり防犯サポート事業者登録制度」による活動又は鈴鹿市「ボランティア清掃活動」を2回以上実施＝1点</p> <p>鈴鹿市が主催する総合防災訓練又は地域地震防災訓練への参加実績1回と、三重県「安全・安心な三重のまちづくり防犯サポート事業者登録制度」による活動の実施又は鈴鹿市「ボランティア清掃活動」の実施実績1回を合計して2回の実績とする場合の評価は1点とする。</p>
ア〜クのうち該当する実績 (認証取得) がある＝1項目につき2点 (最大10点、一部1項目1点) 地元及び社会への貢献度について、入札参加者が以下のアからクまでの評価内容から任意で選択した5項目により評価する。	5項目該当	10 (9)	10	10		<p>ア、障害者雇用促進法により義務づけられている企業は、法定雇用を達成していること。それ以外の企業は、障がい者を雇用していること。</p> <p>ウ、障害者雇用優良中小企業主として認定があること</p> <p>イ、鈴鹿市又は鈴鹿市上下水道局との防災協定締結があること (団体、組合等により防災協定を締結している場合も含む)。</p> <p>エ、ISO、M-EMSの認証取得していること。</p> <p>オ、厚生労働省又は経済産業省が実施する制度による労働安全衛生、健康経営又はワーク・ライフ・バランス等の推進への取組に対する認定 (「安全衛生優良企業認定 ホワイトマーク」、「健康経営優良法人 ホワイト500」、「健康経営優良法人 プライム500」、「くるみん認定」、「プラチナくるみん認定」、「トライクルミン認定」、「えるほし認定」、「プラチナえるほし認定」、「ユースエール認定」又はこれらに關係して新設された認定のいずれか) があること。</p> <p>カ、みえの働き方改革推進企業登録制度への登録があること。</p> <p>キ、三重県が運営する「みえる・わかる・つながる」職業ポータルサイトにインターンシップ受入事業所として登録されており、登録項目のうち「所在地、業種、職種、受入対象、受入時期、受入人数」の項目が全て記載されていること。</p> <p>ク、直近過去2年度及び当該年度の入札公告日の前日までの期間に以下のボランティア活動について2回以上参加又は実施した実績があること。</p> <p>鈴鹿市が主催する総合防災訓練又は地域地震防災訓練へ2回以上参加＝2点</p> <p>三重県「安全・安心な三重のまちづくり防犯サポート事業者登録制度」による活動又は鈴鹿市「ボランティア清掃活動」を2回以上実施＝1点</p> <p>鈴鹿市が主催する総合防災訓練又は地域地震防災訓練への参加実績1回と、三重県「安全・安心な三重のまちづくり防犯サポート事業者登録制度」による活動の実施又は鈴鹿市「ボランティア清掃活動」の実施実績1回を合計して2回の実績とする場合の評価は1点とする。</p>	
4項目該当	8 (7)	8	10	<p>3項目該当</p> <p>2項目該当</p> <p>1項目該当</p> <p>該当 (実績) なし</p>			
3項目該当	6 (5)	6	2	2	<p>入札参加者が、鈴鹿市発注の地域維持型維持修繕業務委託の実績として元請としての契約実績</p> <p>上記の実績なし</p>	<p>契約書</p>	
2項目該当	4 (3)	0	2	<p>市内に本店を有する</p> <p>市外に本店を有する</p>	<p>評価項目算定申告書</p>		
1項目該当	2 (1)	0	2	<p>本店所在地は、公告日の前日時点において鈴鹿市入札参加資格者名簿に登録されている本店所在地で評価する。</p> <p>入札参加者が特定建設工事共同企業体 (J・V) の場合、代表者を評価対象とする。</p>		<p>評価項目算定申告書</p>	
該当 (実績) なし	0	0	2	<p>入札参加者が、入札書と同時に提出する評価項目算定申告書により申告した内容について評価する。地元業者施工とは、元請の工事価格に占める市内本店業者 (元請及び1次下請) が施工する予定の部分に対応する金額の割合が80%以上</p> <p>市内本店業者 (元請及び1次下請) にて施工する割合が80%未満</p>	<p>様式5</p> <p>評価項目算定申告書</p> <p>契約時に特記仕様とする</p> <p>※履行確認あり</p>		
市内本店業者 (元請及び1次下請) にて施工する割合が80%以上	3	0	2	<p>別途条件：(別途条件 (除外する工種、機器費の有無等) がない場合は不要につき削除)</p>		<p>評価項目算定申告書</p> <p>契約時に特記仕様とする</p> <p>※履行確認あり</p>	
市内本店業者 (元請及び1次下請) にて施工する割合が80%未満	0	0	2	<p>別途条件：(別途条件 (除外する工種、機器費の有無等) がない場合は不要につき削除)</p>	<p>評価項目算定申告書</p> <p>契約時に特記仕様とする</p> <p>※履行確認あり</p>		
合計 (施工能力等)			55	55		<p>― (評価項目に【本店所在地】【地元業者施工率】を追加する場合は、60点に変更する)</p>	

総合評価落札方式：評価項目一覧（入札公告用）

【土木一式工事】

工事名	
-----	--

【価格以外の評価点（技術提案型・特殊工種なし）（JV）】

	評価項目	評価基準	評価点	配点		評価内容等	評価項目算定申告書提出様式	確認資料等 (確認資料は書類の写しの提出を認める)
				土木一式	小計			
技術提案 ※技術提案書の作成方法及び添付資料等はガイドラインを参照	提案項目 課題・テーマ① (提案を求める課題・テーマを記載)	提案項目：(提案項目：工程管理、品質管理、周辺環境、施工上の課題、特記課題を記載) 課題・テーマ	技術審査会の構成員1人あたり（傾斜配点する場合は変更）	極めて優れている	4	発注者が示した提案項目及び課題・テーマ（2～3項目）に対し技術提案書（必要に応じて補足資料）を提出。技術審査会において原則として各項目20点（40～60満点）で評価する。 失格基準：（失格基準がない場合は不要につき削除）	様式6	技術提案書 内容によって契約時に特記仕様とする。 ※履行確認あり
			工夫が見られ優れている	3				
			少し工夫が見られる	2				
			標準的な提案である	1				
			上記以外	0				
	提案項目 課題・テーマ② (提案を求める課題・テーマを記載)	提案項目：(提案項目：工程管理、品質管理、周辺環境、施工上の課題、特記課題を記載) 課題・テーマ	技術審査会の構成員1人あたり	極めて優れている	4	発注者が示した提案項目及び課題・テーマ（2～3項目）に対し技術提案書（必要に応じて補足資料）を提出。技術審査会において原則として各項目20点（40～60満点）で評価する。 失格基準：（失格基準がない場合は不要につき削除）	様式6	技術提案書 内容によって契約時に特記仕様とする。 ※履行確認あり
				工夫が見られ優れている	3			
				少し工夫が見られる	2			
				標準的な提案である	1			
				上記以外	0			
	提案項目 課題・テーマ③ (提案を求める課題・テーマを記載、求める提案が2項目の場合は削除するか斜線を引く)	提案項目：(提案項目：工程管理、品質管理、周辺環境、施工上の課題、特記課題を記載) 課題・テーマ	技術審査会の構成員1人あたり	極めて優れている	4	発注者が示した提案項目及び課題・テーマ（2～3項目）に対し技術提案書（必要に応じて補足資料）を提出。技術審査会において原則として各項目20点（40～60満点）で評価する。 失格基準：（失格基準がない場合は不要につき削除）	様式6	技術提案書 内容によって契約時に特記仕様とする。 ※履行確認あり
				工夫が見られ優れている	3			
				少し工夫が見られる	2			
標準的な提案である				1				
上記以外				0				
建設発生土処分場	自主的な建設発生土の処分場の確保 (建設発生土が見込まれる工事に追加する。) (建設発生土が見込まれない場合は不要につき削除)	当該工事で発生する建設発生土の無償の最終処分場を市内に確保している	1	(1)	(1)	※100㎡以上の建設発生土が見込まれ、かつ搬出先が指定されていない工事の場合、追加で評価する。 当該工事から発生する建設発生土について、処分費が無償の最終処分場が市内に確保されている場合に評価する。	様式5	評価項目算定申告書 契約時に特記仕様書とする ※履行確認あり 残土運搬経路図、処分場の土地全部事項証明書
		上記の確保なし	0					
合計（技術提案）				60	60	←（技術提案項目数によって、又は評価項目に【建設発生土処分場】を追加する場合は変更する）		
【価格点】								
入札価格	【価格点】＝定数300×（1-入札価格/予定価格）（小数点以下切り捨て）				0～75			入札書

総合評価落札方式：評価項目一覧（入札公告用）

【土木一式工事】

工事名

【価格以外の評価点（施工能力評価型・特殊工種あり）（JV）】

評価項目			評価基準	評価点	配点		評価内容等	評価項目算定申告書提出様式	確認資料等 (確認資料は書類の写しの提出を認める)				
					土木一式	小計							
施工能力	工事成績	鈴鹿市又は鈴鹿市上下水道局(下水道部門に限る)が発注した工事のうち、直近過去3年度及び当該年度の入札公告日の前日までの期間に工事成績評定通知のあった請負金額2,000万円以上の同業種工事の工事成績又は経営事項審査における総合評価値(P)	80点以上	10	10	22	【工事成績】 計算値＝(n件の評定点の合計+70) / (n+1) (小数点以下切捨) 同業種工事の工事成績評定点のうち、入札参加者が自ら選択した任意の件数(n)の工事成績評定点の合計に70点を加え、n+1で除した計算値(小数点以下切捨)を左記のとおり評価点とする。ただし、申告できる工事成績は10件までとする。 入札参加者が特定建設工事共同企業体(JV)の場合、申告できる工事成績評定点は全ての構成員(代表構成員を含む)を対象とする。 【総合評価値】 評価点＝(総合評価値(P)-900)÷50 (小数点以下切捨) 実績がない場合又は評定点の申告をしない場合は、入札公告日時点にて最新の経営事項審査(経営)における経営規模等評価結果通知書総合評価値通知書の同業種工事に係る総合評価値(P)の値から900点を差し引き50で除した値(小数点以下切捨)を評価点とする(総合評価値による配点の上限は2点とする)。 入札参加者が特定建設工事共同企業体(JV)の場合、申告できる総合評価点(P)は代表構成員を対象とする。	様式2 (特殊工種あり)	【工事成績】 評価点算出対象として申告する工事の工事成績評定通知書 【総合評価値】 経営規模等評価結果通知書				
			79点	9									
	78点	8											
	77点	7											
	76点	6											
	75点	5											
	74点	4											
	73点	3											
	72点	2											
	71点	1											
	70点以下	0											
	経営(P)1000点以上	2											
経営(P)950点以上1000点未満	1												
経営(P)950点未満	0												
企業実績	直近過去10年度又は当該年度の入札公告日の前日までに完成認定を受けた請負金額2,000万円以上の同業種公共工事の実績	実績1件あり	2	2	2	同業種公共工事の元請又はJV構成員(出資率20%以上に限る。)としての工事実績の有無により評価する。 鈴鹿市及び鈴鹿市上下水道局(下水道部門に限る)発注工事については工事成績70点以上の工事に限る。公共工事とは、国、県、市町及び公団等の公的機関から受注した工事とする。 別途条件：(別途条件がない場合は不要につき削除)	契約履行証明、工事完成認定書、コリンズ						
		実績なし	0	0									
自社施工	入札参加者が、受注した工事を自社施工する能力について、【元請施工】として自社施工する工種と申告した内容を評価	該当する指定工種を元請のみで施工	4	8	8	入札参加者が、入札書と同時に提出する評価項目算定申告書により申告した内容について評価する。 評価対象となる指定工種は別途規定する。工事毎に評価対象とする特殊工種は別紙のとおりとする。 評価の対象とする下請の「B等級以下」とは、鈴鹿市建設業者格付変更により、当該工事の参加資格と同年度における同業種のB等級以下に格付された者とする。 入札参加者が特定建設工事共同企業体(JV)の場合、いずれかの構成員、もしくは全ての構成員が一体となり基準を満たせば加点する。	評価項目算定申告書 契約時に特記仕様とする ※履行確認あり						
		該当する指定工種を元請と下請(市内本店かつB等級以下)で施工	3										
		それ以外の施工	0										
		特殊工種を元請のみで施工	1										
	入札参加者が、受注した工事を自社施工する能力について、【施工班体制】として実際に施工に従事する自社作業員と申告した内容を評価	元請が担当する工種の施工中に元請の自社作業員を概ね2名以上常時配置し施工	1	0	0	入札参加者が、入札書と同時に提出する評価項目算定申告書により申告した内容について評価する。 自社作業員は、現場代理人、主任(監理)技術者及び専任の担当技術者(調査基準価格を下回る契約時)を除き、入札(開札)日において3か月以上の常勤雇用が確認できる作業員を対象とする。 入札参加者が特定建設工事共同企業体(JV)の場合、いずれかの構成員、もしくは全ての構成員が一体となり基準を満たせば加点する。	評価項目算定申告書 契約時に特記仕様とする ※履行確認あり						
		それ以外の施工	0										
	災害時の事業継続力	建設企業における災害時の事業継続計画の策定状況	指定機械を全て元請が自社保有又はファイナンスリース	1	2	2	当該工事の施工に使用する建設機械について、入札参加者が、入札書と同時に提出する評価項目算定申告書により申告した内容について評価する。 評価対象となる指定機械は別途規定する。工事毎に評価対象とする特殊機械は別紙のとおりとする。 ファイナンスリース以外のリース(賃貸借)契約は評価の対象としない。 入札参加者が特定建設工事共同企業体(JV)の場合、いずれかの構成員、もしくは全ての構成員が一体となり基準を満たせば加点する。	評価項目算定申告書 契約時に特記仕様とする ※履行確認あり					
			それ以外の施工	0									
			特殊機械を全て元請が自社保有又はファイナンスリース	1									
			中部地方整備局「建設会社における災害時の事業継続力認定制度」(三重県建設BCP登録制度)にて登録されている場合に評価する。 又は三重県「建設企業における災害時の事業継続計画登録制度」(三重県建設BCP登録制度)にて登録されている場合に評価する。 入札参加者が特定建設工事共同企業体(JV)の場合、全ての構成員(代表構成員を含む)の事業継続計画の認定・登録があれば加点する。	0									
工事実績	配置予定の主任(監理)技術者について、直近過去10年度又は当該年度の入札公告日の前日までに完成認定を受けた請負金額2,000万円以上の主任(監理)技術者として従事した同業種公共工事の実績	実績1件あり	2	2	2	評価する実績は、着工から完成まで携わった工事の実績とする。鈴鹿市及び鈴鹿市上下水道局(下水道部門に限る)発注工事については工事成績70点以上の工事に限る。公共工事とは、国、県、市町及び公団等の公的機関から受注した工事とする。 別途条件：(別途条件がない場合は不要につき削除)	契約履行証明、工事完成認定書、コリンズ						
		実績なし	0										
		1級国家資格、技術士のいずれか(又は指定された資格)を保有している	2										
		上記の資格なし	0										
資格保有	配置予定の主任(監理)技術者の資格保有状況	1級国家資格、技術士のいずれか(又は指定された資格)を保有している	2	2	2	1級国家資格、技術士のいずれかを保有している(工事の内容により別の資格を指定した場合は、指定された資格を保有している)場合に評価する。 「保有資格」は、当該工事に関連する資格に限る。また、1級国家資格者(建設業法による1級技術検定に合格した者)及び技術士の資格は、該当する種目や部門に限る。 別途条件：(別途条件がない場合は不要につき削除)	配置予定の主任(監理)技術者の資格証						
		上記の資格なし	0										
		以下の基準に該当あり=1項目につき2点(2項目4点まで)	2					4	10	配置する技術者等は、入札(開札)日において、3か月以上継続して雇用され、建設業法等により加入すべき社会保険に適正に加入している者。入札(開札)日において満39歳以下又は女性の技術者等を配置予定とした場合に評価する。 ※現場代理人について、主任(監理)技術者が兼務する場合は評価しない(評価点は2点となる)。			
		主任(監理)技術者が満39歳以下又は女性											
担い手育成	配置予定の主任(監理)技術者又は現場代理人が、満39歳以下又は女性の場合において評価	現場代理人が満39歳以下又は女性	2	0	0	前年度及び当該年度の入札公告日の前日までの期間における任意の1年間において、建設系CPD協議会又は建築CPD運営会議等の加盟団体のうちいずれか1団体が証明又は認定した合計取得単位数(相互承認を受けたCPD単位数を含む)が、当該団体の1年間の推奨単位数以上ある場合に評価する。1年間の推奨単位数を設定していない団体のCPD単位数は評価の対象としない。	様式3						
		上記のいずれも該当しない	0										
		各団体設定の1年間推奨(目標)単位数以上の単位取得がある場合	2										
		各団体設定の1年間推奨(目標)単位数の1/2以上の単位取得がある場合	1										
継続教育(CPD)	配置予定の主任(監理)技術者のCPD(継続教育制度)取組実績	上記のいずれも該当しない	0	0	0	前年度及び当該年度の入札公告日の前日までの期間における任意の1年間において、建設系CPD協議会又は建築CPD運営会議等の加盟団体のうちいずれか1団体が証明又は認定した合計取得単位数(相互承認を受けたCPD単位数を含む)が、当該団体の1年間の推奨単位数以上ある場合に評価する。1年間の推奨単位数を設定していない団体のCPD単位数は評価の対象としない。							
		上記のいずれも該当しない	0										
		各団体設定の1年間推奨(目標)単位数以上の単位取得がある場合	1										
		各団体設定の1年間推奨(目標)単位数の1/2以上の単位取得がある場合	0										
手持工事量	手持工事量	0=手持工事量	6	6	6	請負金額2,000万円以上の同業種公共工事件数/同業種に係る1級技術者数 1級技術者10名以上の場合は、同業種公共工事件数を1件差し引く。 入札参加者が特定建設工事共同企業体(JV)の場合、全ての構成員(代表構成員を含む)の対象となる同業種公共工事件数/同業種に係る1級技術者数とする。また、同業種公共工事件数は、構成員毎に1級技術者10名いれは1件を差し引く。 対象となる手持ちの同業種公共工事とは、請負金額2,000万円以上の当該案件と同工程工事であり、かつ以下の項目に該当する工事とする。 ①公告日において、元請又はJV構成員(出資比率20%以上に限る。)として国、県、市町及び公団等の公的機関と契約中の工事 ②開札予定時刻において、元請又はJV構成員(出資比率20%以上に限る。)として鈴鹿市又は鈴鹿市上下水道局と契約予定がある工事 ③開札予定時刻において、元請又はJV構成員(出資比率20%以上に限る。)として鈴鹿市又は鈴鹿市上下水道局の工事入札において落札候補者となっている工事	提出する確認資料なし (発注者が確認できない場合のみ提出を依頼する)コリンズ・経営規模等評価結果通知書						
		0<手持工事量≤0.13	4										
		0.13<手持工事量≤0.23	2										
		0.23<手持工事量≤0.33	1										
労働環境	労働環境	労働安全衛生マネジメント認証を取得している	2	2	2	次のいずれかの労働安全衛生マネジメントに係る認証を取得している場合に評価する。 ISO45001/JISQ45100/JISHA適合OSHMS/COHSMOS	評価証・適合証明書等						
		上記の認証なし	0										
		建設キャリアアップシステムの事業者登録及び現場運用実績がある(今回からの運用開始も含む)	3										
		上記の登録、運用実績なし	0										
建設キャリアアップシステム	建設キャリアアップシステムを導入している	労働安全衛生マネジメント認証を取得している	2	2	2	事業者登録及び現場運用実績が確認できる場合に評価する。 今回受注する工事から運用を開始する場合は、事業者登録完了を確認できれば加点し、実績の確認資料を着工日から1ヶ月以内に提出することとする。	登録完了・現場運用確認資料						
		上記の認証なし	0										
		建設キャリアアップシステムの事業者登録及び現場運用実績がある(今回からの運用開始も含む)	3										
		上記の登録、運用実績なし	0										
社会貢献	ア〜クのうち該当する実績(認証取得)がある=1項目につき2点(最大10点、一部1項目1点) 地元及び社会への貢献度について、入札参加者が以下のアからクまでの評価内容から任意で選択した5項目により評価する。	5項目該当	10(9)	10	10	ア. 障害者雇用促進法により義務づけられている企業は、法定雇用を達成していること。それ以外の企業は、障がい者を雇用していること。 イ. 障害者雇用優良中小企業主として認定があること。 ウ. 鈴鹿市又は鈴鹿市上下水道局との防災協定締結があること(団体、組合等により防災協定を締結している場合も含む)。 エ. ISO、M-EMSの認証取得していること。 オ. 厚生労働省又は経済産業省が実施する制度による労働安全衛生、健康経営又はワーク・ライフ・バランス等の推進への取組に対する認定(「安全衛生優良企業認定 ホワイマーク」、「健康経営優良法人 ホワイ500」、「健康経営優良法人 プライド500」、「健康経営優良法人」、「くるみん認定」、「プラチナくるみん認定」、「トライくるみん認定」、「えるほし認定」、「プラチナえるほし認定」、「ユースール認定)又はこれらに關係して新設された認定のいずれか)があること。 カ. みえの働き方改革推進企業登録制度への登録があること。 キ. 三重県が運営する「みえる・わかる・つながる」職業ポータルサイト」にインターンシップ受入事業所として登録されており、登録項目のうち「所在地、業種、職種、受入対象、受入時期、受入人数」の項目が全て記載されていること。 ク. 直近過去2年度及び当該年度の入札公告日の前日までの期間に以下のボランティア活動について2回以上参加又は実施した実績があること。 鈴鹿市が主催する総合防災訓練又は地域地震防災訓練へ2回以上参加＝2点 三重県「安全・安心な三重のまちづくり防犯サポート事業者登録制度」による活動又は鈴鹿市「ボランティア清掃活動」を2回以上実施＝1点 鈴鹿市が主催する総合防災訓練又は地域地震防災訓練への参加実績1回と、三重県「安全・安心な三重のまちづくり防犯サポート事業者登録制度」による活動の実績又は鈴鹿市「ボランティア清掃活動」の実績実績1回を合計して2回の実績とする場合の評価は1点とする。	様式4						
		4項目該当	8(7)										
		3項目該当	6(5)										
		2項目該当	4(3)										
		1項目該当	2(1)										
		該当(実績)なし	0										
		地域維持型維持修繕業務委託の実績	地域維持型維持修繕業務委託の実績あり					2	2	2	入札参加者が、鈴鹿市発注の地域維持型維持修繕業務委託の元請として契約したJVの構成員である場合に評価する。 入札参加者が特定建設工事共同企業体(JV)の場合、全ての構成員(代表構成員を含む)に実績があれば加点する。	契約書	
		上記の実績なし	0										
		地域貢献	本店所在地					市内に本店を有する	2	(2)	(2)	本店所在地は、公告日の前日時点において鈴鹿市入札参加資格者名簿に登録されている本店所在地で評価する。 入札参加者が特定建設工事共同企業体(JV)の場合、代表者を評価対象とする。	評価項目算定申告書
								市外に本店を有する	0				
市内本店業者(元請及び1次下請)にて施工する割合が80%以上	3												
地元業者施工率	入札参加者が提出する工事費内訳書に計上された金額のうち、入札者が申告した、市内本店業者(元請及び1次下請)にて施工する予定の部分に対応する金額の割合(市外本店業者又は市外本店業者を構成員に含む共同企業体(JV)が入札参加できる場合に追加する。)	市内本店業者(元請及び1次下請)にて施工する割合が80%未満	0	(3)	(3)	入札参加者が、入札書と同時に提出する評価項目算定申告書により申告した内容について評価する。地元業者施工率とは、元請の工事価格に占める市内本店業者(元請及び1次下請)が施工する予定の部分に対応する金額の割合のこととする。元請が市内本店業者以外の場合は、1次下請による請負金額を評価の対象とする。契約内容に応じ、材料や経費についても下請負金額に含めて算定する。2次下請以下に市内本店業者以外が含まれる場合は当該1次下請の下請負金額の全額を対象としない。 特定建設工事共同企業体(JV)の構成員に市外本店業者を含む場合、元請の工事価格のうち元請が施工する予定の部分に対応する金額を出資比率により按分し、市外本店業者に相当する金額を評価の対象とする。 別途条件：(別途条件(除外する工種、機器費の有無等)がない場合は不要につき削除)	様式5						
		市内本店業者(元請及び1次下請)にて施工する割合が80%未満	0										
合計(施工能力等)				55	55	一(評価項目に【本店所在地】【地元業者施工率】を追加する場合は、60点に変更する)							
技術提案	建設発生土処分場	自主的な建設発生土の処分場の確保(建設発生土が見込まれる工事に追加する。)(建設発生土が見込まれない場合は不要につき削除)	当該工事で発生する建設発生土の無償の最終処分場を市内に確保している	1	(1)	(1)	※100㎡以上の建設発生土が見込まれ、かつ搬出先が指定されていない工事の場合、追加で評価する。 当該工事から発生する建設発生土について、処分費が無償の最終処分場が市内に確保されている場合に評価する。	様式5					
		上記の確保なし	0										
合計(技術提案)				(1)	(1)	一(評価項目に【建設発生土処分場】を追加する場合は変更する)							
【価格点】													
入札価格	【価格点】＝定数300×(1-入札価格/予定価格)(小数点以下切り捨)							0~75		入札書			

入札価格	【価格点】＝定数300×(1-入札価格/予定価格)(小数点以下切り捨)							0~75		入札書
------	-------------------------------------	--	--	--	--	--	--	------	--	-----

総合評価落札方式：評価項目一覧（入札公告用）

【土木一式工事】

工事名

【価格以外の評価点（技術提案型・特殊工種あり）（J・V）】

評価項目	評価基準	評価点	配点		評価内容等	評価項目算定申告書提出様式	確認資料等 (確認資料は書類の写しの提出を認める)
			土木一式	小計			
施工能力	<p>【工事成績】</p> <p>計算値＝(n件の評定点の合計+70) / (n+1) (小数点以下切捨)</p> <p>同業種工事の工事成績評定点のうち、入札参加者が自ら選択した任意の件数 (n) の工事成績評定点の合計に70点を加え、n+1で除した計算値 (小数点以下切捨) を左記のとおり評価点とする。ただし、申告できる工事成績は10件までとする。</p> <p>入札参加者が特定建設工事共同企業体 (J・V) の場合、申告できる工事成績評定点は全ての構成員 (代表構成員を含む) を対象とする。</p> <p>【総合評価値】</p> <p>評価値＝(総合評価値(P)-900)÷50 (小数点以下切捨)</p> <p>実績が総合評価値の申告をしない場合は、入札公告日時点にて最新の経営事項審査(経審)における経営規模等評価結果通知書総合評価値通知書の同業種工事に係る総合評価値(P)の値から900点を差し引き50で除した値(小数点以下切捨)を評価点とする(総合評価値による配点の上限は2点とする)。</p> <p>入札参加者が特定建設工事共同企業体 (J・V) の場合、申告できる総合評価点 (P) は代表構成員を対象とする。</p>	80点以上	10	10	<p>【工事成績】</p> <p>計算値＝(n件の評定点の合計+70) / (n+1) (小数点以下切捨)</p> <p>同業種工事の工事成績評定点のうち、入札参加者が自ら選択した任意の件数 (n) の工事成績評定点の合計に70点を加え、n+1で除した計算値 (小数点以下切捨) を左記のとおり評価点とする。ただし、申告できる工事成績は10件までとする。</p> <p>入札参加者が特定建設工事共同企業体 (J・V) の場合、申告できる工事成績評定点は全ての構成員 (代表構成員を含む) を対象とする。</p> <p>【総合評価値】</p> <p>評価値＝(総合評価値(P)-900)÷50 (小数点以下切捨)</p> <p>実績が総合評価値の申告をしない場合は、入札公告日時点にて最新の経営事項審査(経審)における経営規模等評価結果通知書総合評価値通知書の同業種工事に係る総合評価値(P)の値から900点を差し引き50で除した値(小数点以下切捨)を評価点とする(総合評価値による配点の上限は2点とする)。</p> <p>入札参加者が特定建設工事共同企業体 (J・V) の場合、申告できる総合評価点 (P) は代表構成員を対象とする。</p>	<p>評価項目算定申告書提出様式</p> <p>確認資料等 (確認資料は書類の写しの提出を認める)</p>	
		79点	9				
		78点	8				
		77点	7				
		76点	6				
		75点	5				
		74点	4				
		73点	3				
		72点	2				
		71点	1				
		70点以下	0				
		経審 (P) 1000点以上	2				
経審 (P) 950点以上1000点未満	1						
経審 (P) 950点未満	0						
企業実績	直近過去10年度又は当該年度の入札公告日の前日までに完成認定を受けた請負金額2,000万円以上の同業種公共工事の実績	実績1件あり	2	2	<p>同業種公共工事の元請又はJ・V構成員(出資率20%以上に限る。)としての工事実績の有無により評価する。</p> <p>鈴鹿市及び鈴鹿市上下水道局(下水道部門に限る)発注工事については工事成績70点以上の工事に限る。公共工事とは、国、県、市町及び公団等の公的機関から受注した工事とする。</p>	<p>契約履行証明、工事完成認定書、コリンズ</p>	
自社施工	<p>入札参加者が、受注した工事を自社施工する能力について、【元請施工】として自社施工する工種と申告した内容を評価</p>	実績なし	0	22	<p>別途条件：(別途条件がない場合は不要につき削除)</p> <p>入札参加者が、入札書と同時に提出する評価項目算定申告書により申告した内容について評価する。</p> <p>評価対象となる指定工種は別途規定する。工事毎に評価対象とする特殊工種は別紙のとおりとする。</p> <p>評価の対象とする下請の「B等級以下」とは、鈴鹿市建設業者格付要綱により、当該工事の参加資格と同年度における同業種のB等級以上に格付された者とする。</p> <p>入札参加者が特定建設工事共同企業体 (J・V) の場合、いずれかの構成員、もしくはは全ての構成員が一体となり基準を満たせば加点する。</p>	<p>様式2 (特殊工種あり)</p> <p>評価項目算定申告書 契約時に特記仕様とする ※履行確認あり</p>	
		該当する指定工種を元請のみで施工	4				
		該当する指定工種を元請と下請(市内本店かつB等級以下)で施工	3				
		それ以外の施工	0				
		特殊工種を元請のみで施工	1				
		元請が担当する工種の施工中に元請の自社作業員を概ね2名以上常時配置し施工	1				
災害時の事業継続力	<p>入札参加者が、受注した工事を自社施工する能力について、【使用機械】として実際に施工に使用する建設機械と申告した内容を評価</p>	それ以外の施工	0	8	<p>入札参加者が、入札書と同時に提出する評価項目算定申告書により申告した内容について評価する。</p> <p>自社作業員は、現場代理人、主任(監理)技術者及び専任の担当技術者(調査基準価格を下回る契約時)を除き、入札(開札)日において3か月以上の常勤雇用が確認できる作業員を対象とする。</p> <p>入札参加者が特定建設工事共同企業体 (J・V) の場合、いずれかの構成員、もしくはは全ての構成員が一体となり基準を満たせば加点する。</p>	<p>評価項目算定申告書 契約時に特記仕様とする ※履行確認あり</p>	
		指定機械を全て元請が自社保有又はファイナンスリース	1				
		それ以外の施工	0				
工事実績	<p>建設企業における災害時の事業継続計画の策定状況</p>	特殊機械を全て元請が自社保有又はファイナンスリース	1	2	<p>当該工事の施工に使用する建設機械について、入札参加者が、入札書と同時に提出する評価項目算定申告書により申告した内容について評価する。</p> <p>評価対象となる指定機械は別途規定する。工事毎に評価対象とする特殊機械は別紙のとおりとする。</p> <p>ファイナンスリース以外のリース(賃貸借)契約は評価の対象としない。</p> <p>入札参加者が特定建設工事共同企業体 (J・V) の場合、いずれかの構成員、もしくはは全ての構成員が一体となり基準を満たせば加点する。</p>	<p>評価項目算定申告書 契約時に特記仕様とする ※履行確認あり</p>	
		それ以外の施工	0				
		特殊機械を全て元請が自社保有又はファイナンスリース	1				
		中部地方整備局による認定又は三重県への登録あり	2				
		上記の認定及び登録なし	0				
		資格保有	<p>建設企業における災害時の事業継続計画の策定状況</p>				中部地方整備局「建設会社における災害時の事業継続力認定制度」にて、「災害時の事業継続力を備えている建設会社」として認定されている場合、又は三重県「建設企業における災害時の事業継続計画登録制度(三重県建設BCP登録制度)」に登録されている場合に評価する。重複する場合にはいずれか一方のみを評価する。 <p>入札参加者が特定建設工事共同企業体 (J・V) の場合、全ての構成員(代表構成員を含む)の事業継続計画の認定・登録があれば加点する。</p>
上記の資格なし	0						
1級国家資格、技術士のいずれか(又は指定された資格)を保有している	2						
別途条件：(別途条件がない場合は不要につき削除)	0						
配置予定の主任(監理)技術者の資格保有状況	2						
以下に基準に該当あり＝1項目につき2点(2項目4点まで)	10						
担い手育成	<p>配置予定の主任(監理)技術者又は現場代理人が、満39歳以下又は女性の場合において評価</p>	主任(監理)技術者が満39歳以下又は女性	2	4	<p>配置する技術者等は、入札(開札)日において、3か月以上継続して雇用され、建設業法等により加入すべき社会保険に適正に加入している者。入札(開札)日において満39歳以下又は女性の技術者等を配置予定とした場合に評価する。</p> <p>※現場代理人について、主任(監理)技術者が兼務する場合は評価しない(評価点は2点となる)。</p>	<p>様式3</p> <p>配置予定技術者等の年齢を確認できる書類</p>	
		現場代理人が満39歳以下又は女性	2				
		上記のいずれも該当しない	0				
		各団体設定の1年間推奨(目標)単位以上の単位取得がある場合	2				
		各団体設定の1年間推奨(目標)単位の1/2以上の単位取得がある場合	1				
		上記のいずれも該当しない	0				
継続教育(CPD)	<p>配置予定の主任(監理)技術者のCPD(継続教育制度)取組実績</p>	前年度及び当該年度の入札公告日の前日までの期間における任意の1年間において、建設系CPD協議会又は建築CPD運営会議等の加盟団体のうちいずれか1団体が証明又は認定した合計取得単位数(相互承認を受けたCPD単位を含む)が、当該団体の1年間の推奨単位以上ある場合に評価する。1年間の推奨単位を設定していない団体のCPD単位は評価の対象としない。	2	2	<p>各団体が発行するCPD実績証明書等(発注者が求めた場合、1年間の推奨(目標)単位が分かる資料等)</p>		
		0=手持工事量	6				
		0<手持工事量≤0.13	4				
		0.13<手持工事量≤0.23	2				
		0.23<手持工事量≤0.33	1				
		0.33<手持工事量	0				
手持工事量	<p>同業種に係る1級技術者数に対する、手持ちの請負金額2,000万円以上の同業種公共工事の件数の比率</p>	0=手持工事量	6	6	<p>請負金額2,000万円以上の同業種公共工事件数/同業種に係る1級技術者数</p> <p>1級技術者10名以上の場合は、同業種公共工事件数を1件差し引く。</p> <p>入札参加者が特定建設工事共同企業体 (J・V) の場合、全ての構成員(代表構成員を含む)の対象となる同業種公共工事件数/同業種に係る1級技術者数とする。また、同業種公共工事件数は、構成員毎に1級技術者10名いれば1件を差し引く。</p> <p>対象となる手持ちの同業種公共工事とは、請負金額2,000万円以上の当該案件と同工種工事であり、かつ以下の項目に該当する工事とする。</p> <p>①公告日において、元請又はJ・V構成員(出資比率20%以上に限る。)として国、県、市町及び公団等の公的機関と契約中の工事</p> <p>②開札予定時刻において、元請又はJ・V構成員(出資比率20%以上に限る。)として鈴鹿市又は鈴鹿市上下水道局と契約予定がある工事</p> <p>③開札予定時刻において、元請又はJ・V構成員(出資比率20%以上に限る。)として鈴鹿市又は鈴鹿市上下水道局の工事入札において落札候補者となっている工事</p>	<p>提出する確認資料なし(発注者が確認できない場合のみ提出を依頼する)コリンズ・経営規模等評価結果通知書</p>	
		0<手持工事量≤0.13	4				
		0.13<手持工事量≤0.23	2				
		0.23<手持工事量≤0.33	1				
		0.33<手持工事量	0				
		労働安全衛生マネジメント認証を取得している	2				
労働環境	<p>建設キャリアアップシステムの事業者登録及び現場運用実績がある(今回からの運用開始も含む)</p>	労働安全衛生マネジメント認証を取得している	2	2	<p>次のいずれかの労働安全衛生マネジメントに係る認証を取得している場合に評価する。 ISO45001/JISQ45100/JISHA適格OSHMS/COHSMOS</p>	<p>評価証・適合証明書等</p>	
		上記の認証なし	0				
		建設キャリアアップシステムの事業者登録及び現場運用実績がある(今回からの運用開始も含む)	3				
		事業者登録及び現場運用実績が確認できる場合に評価する。今回受注する工事から運用を開始する場合は、事業者登録完了を確認できれば加点し、実績の確認資料を着工日から1ヶ月以内に提出することとする。	3				
		上記の登録、運用実績なし	0				
		上記の登録、運用実績なし	0				
社会貢献	<p>アークのうち該当する実績(認証取得)がある＝1項目につき2点(最大10点、一部1項目1点)地元及び社会への貢献度について、入札参加者が以下のアからくまでの評価内容から任意で選択した5項目により評価する。</p>	5項目該当	10 (9)	10	<p>ア. 障害者雇用促進法により義務つけられている企業は、法定雇用を達成していること。それ以外の企業は、障がい者を雇用していること。</p> <p>イ. 障害者雇用優良中小企業主として認定があること。</p> <p>ウ. 鈴鹿市又は鈴鹿市上下水道局との防災協定締結があること(団体、組合等により防災協定を締結している場合も含む)。</p> <p>エ. ISO、JIS規格の認証取得していること。</p> <p>オ. 厚生労働省又は経済産業省が実施する制度による労働安全衛生、健康経営又はワーク・ライフ・バランス等の推進への取組に対する認定の有無</p> <p>カ. 「みえの働き方改革推進企業登録制度」の登録の有無</p> <p>キ. 三重県が運営する「みえる・わかる・つながる!職業ポータルサイト」への登録の有無</p> <p>ク. ボランティア活動の実施</p>	<p>ア. 障害者雇用状況報告書・障害者イ. 認定通知書ウ. 防災協定書エ. 登録証等オ. 登録証等カ. 登録証等ク. 制度登録が確認できるWebページ等の写し、活動実績が確認できる日付入りの写真や参加メンバー表等</p>	
		4項目該当	8 (7)				
		3項目該当	6 (5)				
		2項目該当	4 (3)				
		1項目該当	2 (1)				
		該当(実績)なし	0				
地域貢献	<p>直近過去3年度及び当該年度の入札公告日の前日までの期間における、鈴鹿市発注の地域維持型維持修繕業務委託の元請としての契約実績</p>	地域維持型維持修繕業務委託の実績あり	2	2	<p>入札参加者が、鈴鹿市発注の地域維持型維持修繕業務委託の元請として契約したJ・Vの構成員である場合に評価する。</p> <p>入札参加者が特定建設工事共同企業体 (J・V) の場合、全ての構成員(代表構成員を含む)に実績があれば加点する。</p>	<p>契約書</p>	
		上記の実績なし	0				
		市内に本店を有する	2				
		市外に本店を有する	0				
		本店所在地(市外本店業者又は市外本店業者を構成員に含む共同企業体 (J・V) が入札参加できる場合に追加する。)	2				
		市外に本店を有する	0				
地域貢献	<p>本店所在地(市外本店業者又は市外本店業者を構成員に含む共同企業体 (J・V) が入札参加できる場合に追加する。)</p>	市内本店業者(元請及び1次下請)にて施工する割合が80%以上	3	(3)	<p>入札参加者が、入札書と同時に提出する評価項目算定申告書により申告した内容について評価する。地元業者施工とは、元請の工事価格に占める市内本店業者(元請及び1次下請)が施工する予定の部分に対応する金額の割合のこととする。元請が市内本店業者以外の場合は、1次下請による請負金額を評価の対象とする。契約内容に応じ、材料や経費についても下請負金額に含めて算定する。2次下請以下に市内本店業者以外が含まれる場合は当該1次下請の下請負金額の全額を対象としない。</p> <p>特定建設工事共同企業体 (J・V) の構成員に市外本店業者を含む場合、元請の工事価格のうち元請が施工する予定の部分に対応する金額を出資比率により按分し、市外本店業者に相当する金額を評価の対象としない。</p> <p>別途条件：(別途条件(除外する工種、機器費の有無等)がない場合は不要につき削除)</p>	<p>評価項目算定申告書 契約時に特記仕様とする ※履行確認あり</p>	
		市内本店業者(元請及び1次下請)にて施工する割合が80%未満	0				
		市内本店業者(元請及び1次下請)にて施工する割合が80%未満	0				
		別途条件：(別途条件(除外する工種、機器費の有無等)がない場合は不要につき削除)	0				
		市内本店業者(元請及び1次下請)にて施工する割合が80%未満	0				
		別途条件：(別途条件(除外する工種、機器費の有無等)がない場合は不要につき削除)	0				
合計(施工能力等)			55	55	1(評価項目に【本店所在地】【地元業者施工率】を追加する場合は、60点に変更する)		

総合評価落札方式：評価項目一覧（入札公告用）

【土木一式工事】

工事名	
-----	--

【価格以外の評価点（技術提案型・特殊工種あり）（JV）】

	評価項目	評価基準	評価点	配点		評価内容等	評価項目算定申告書提出様式	確認資料等 (確認資料は書類の写しの提出を認める)
				土木一式	小計			
技術提案 ※技術提案書の作成方法及び添付資料等はガイドラインを参照	提案項目 課題・テーマ① (提案を求める課題・テーマを記載)	提案項目：(提案項目：工程管理、品質管理、周辺環境、施工上の課題、特記課題を記載) 課題・テーマ	技術審査会の構成員1人あたり（傾斜配点する場合は変更）	極めて優れている	4	発注者が示した提案項目及び課題・テーマ（2～3項目）に対し技術提案書（必要に応じて補足資料）を提出。技術審査会において原則として各項目20点（40～60満点）で評価する。 失格基準：（失格基準がない場合は不要につき削除）	様式6	技術提案書 内容によって契約時に特記仕様とする。 ※履行確認あり
			工夫が見られ優れている	3				
			少し工夫が見られる	2				
			標準的な提案である	1				
			上記以外	0				
	提案項目 課題・テーマ② (提案を求める課題・テーマを記載)	提案項目：(提案項目：工程管理、品質管理、周辺環境、施工上の課題、特記課題を記載) 課題・テーマ	技術審査会の構成員1人あたり	極めて優れている	4	発注者が示した提案項目及び課題・テーマ（2～3項目）に対し技術提案書（必要に応じて補足資料）を提出。技術審査会において原則として各項目20点（40～60満点）で評価する。 失格基準：（失格基準がない場合は不要につき削除）	様式6	技術提案書 内容によって契約時に特記仕様とする。 ※履行確認あり
				工夫が見られ優れている	3			
				少し工夫が見られる	2			
				標準的な提案である	1			
				上記以外	0			
	提案項目 課題・テーマ③ (提案を求める課題・テーマを記載)	提案項目：(提案項目：工程管理、品質管理、周辺環境、施工上の課題、特記課題を記載) 課題・テーマ	技術審査会の構成員1人あたり	極めて優れている	4	発注者が示した提案項目及び課題・テーマ（2～3項目）に対し技術提案書（必要に応じて補足資料）を提出。技術審査会において原則として各項目20点（40～60満点）で評価する。 失格基準：（失格基準がない場合は不要につき削除）	様式6	技術提案書 内容によって契約時に特記仕様とする。 ※履行確認あり
				工夫が見られ優れている	3			
				少し工夫が見られる	2			
標準的な提案である				1				
上記以外				0				
建設発生土処分場	自主的な建設発生土の処分場の確保 (建設発生土が見込まれる工事に追加する。) (建設発生土が見込まれない場合は不要につき削除)	当該工事で発生する建設発生土の無償の最終処分場を市内に確保している	1	(1)	(1)	※100㎡以上の建設発生土が見込まれ、かつ搬出先が指定されていない工事の場合、追加で評価する。 当該工事から発生する建設発生土について、処分費が無償の最終処分場が市内に確保されている場合に評価する。	様式5	評価項目算定申告書 契約時に特記仕様書とする ※履行確認あり 残土運搬経路図、処分場の土地全部事項証明書
		上記の確保なし	0					
合計（技術提案）				60	60			
【価格点】								
入札価格	【価格点】＝定数300×（1-入札価格/予定価格）（小数点以下切り捨て）				0～75			入札書

(土木:様式1)土木一式・表紙・特殊工種なし

評価項目算定申告書

住所			
商号又は名称			
代表者			
TEL		業者番号	

担当者 (記入者)	
e-mail	

工事名	
工事場所	

上記工事の評価項目算定申告書及び資料を提出します。なお、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者でないこと並びに同申告書及び添付資料の内容については事実と相違ないことを誓約します。

評価項目(施工能力評価型)				評価点 合計	
施工能力 (様式2)	工事成績	企業実績	自社施工	災害時の事業継続力	評価点
配置予定技術者 (様式3)	工事实績	資格保有	担い手育成	継続教育(GPD)	評価点
手持工事量 (様式3)	手持工事量				評価点
労働環境 (様式4)	労働環境		建設キャリアアップシステム		評価点
社会貢献 (様式4)	社会貢献				評価点
地域貢献 (様式4)	地域維持型維持修繕業務委託の実績	本店所在地	地元業者施工率		評価点

技術提案(建設発生土処分場)様式5	評価点	
-------------------	-----	--

(土木:様式1)土木一式・表紙・特殊工種あり

評価項目算定申告書

住所			
商号又は名称			
代表者			
TEL		業者番号	

担当者 (記入者)	
e-mail	

工事名	
工事場所	

上記工事の評価項目算定申告書及び資料を提出します。なお、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者でないこと並びに同申告書及び添付資料の内容については事実と相違ないことを誓約します。

評価項目(施工能力評価型)				評価点 合計	
施工能力 (様式2)	工事成績	企業実績	自社施工	災害時の事業継続力	評価点
配置予定技術者 (様式3)	工事实績	資格保有	担い手育成	継続教育(GPD)	評価点
手持工事量 (様式3)	手持工事量				評価点
労働環境 (様式4)	労働環境		建設キャリアアップシステム		評価点
社会貢献 (様式4)	社会貢献				評価点
地域貢献 (様式4)	地域維持型維持修繕業務委託の実績	本店所在地	地元業者施工率		評価点

技術提案(建設発生土処分場)様式5	評価点	
-------------------	-----	--

総合評価落札方式による評価項目算定申告書(内訳)

(土木:様式2)土木一式・内訳・特殊工種なし

評価項目(施工能力評価型) 会社名

施工能力

【工事成績】 (配点) 10 鈴鹿市又は鈴鹿市上下水道局(下水道部門に限る)が発注した工事のうち、直近過去3年度及び当該年度の入札公告日の前日までの期間に工事成績評定通知のあった請負金額2,000万円以上の同業種工事の成績又は経営事項審査の総合評定値 評価点

工事成績を申告する場合 (n件の評定点の合計+70)/(n+1) (小数点以下切捨)

	通知日	工事名	工事成績評定点
(例)	R7.6.1	市道〇〇号線道路改良工事	70
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
計算値			小数点以下切り捨て

総合評定値を申告する場合(工事の実績がない、又は工事成績の申告がない場合)

入札公告日時点にて最新の経営事項審査(経審)における経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書の同業種工事に係る総合評定値(P)

【企業実績】 (配点) 2 直近過去10年度又は当該年度の入札公告日の前日までに完成認定を受けた請負金額2,000万円以上の同業種公共工事の実績 評価点

完成認定日	発注機関 三重県、鈴鹿市等	コリン登録番号 工事名	工事成績評定点

←評定点は鈴鹿市又は鈴鹿市上下水道局(下水道部門)発注工事のみ記載

【自社施工】 (配点) 8 入札参加者が受注した工事の自社施工する能力について、3項目(【元請施工】として自社施工する工程、【施工班体制】として実際に施工に従事する自社作業員、【使用機械】として実際に施工に使用する建設機械)を、それぞれ入札者が申告した内容を評価 評価点

【元請施工】

↓ 選択	発注する工事に特殊工種がない場合	点数
	該当する指定工種を元請のみで施工	4
	該当する指定工種を元請と下請(市内本店かつB等級以下)で施工	3
	それ以外の施工	0

【施工班体制】

↓ 選択	発注する工事に特殊工種がない場合	点数
	元請が担当する工程の施工中に元請の自社作業員を概ね2名以上常時配置し施工	2 ⇒「(様式2)別紙」記載
	それ以外の施工	0

【使用機械】

↓ 選択	発注する工事に特殊工種がない場合	点数
	指定機械を全て元請が自社保有又はファイナンスリース	2 ⇒「(様式2)別紙」記載
	それ以外の施工	0

【災害時の事業継続力】 (配点) 2 建設企業における災害時の事業継続計画の策定状況 評価点

↓ 選択	事業継続計画の策定	点数
	中部地方整備局による認定又は三重県への登録あり	2
	上記の認定及び登録なし	0

総合評価落札方式による評価項目算定申告書(内訳)

(土木:様式2)土木一式・内訳・特殊工種あり

評価項目(施工能力評価型)

会社名

施工能力			
【工事成績】	(配点)	10	評価点
鈴鹿市又は鈴鹿市上下水道局(下水道部門に限る)が発注した工事のうち、直近過去3年度及び当該年度の入札公告日の前日までの期間に工事成績評定通知のあった請負金額2,000万円以上の同業種工事の成績又は経営事項審査の総合評定値			
工事成績を申告する場合 (n件の評定点の合計+70)/(n+1) (小数点以下切捨)			
	通知日	工事名	工事成績評定点
(例)	R7.6.1	市道〇〇号線道路改良工事	70
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
計算値			小数点以下切り捨て
総合評定値を申告する場合(工事の実績がない、又は工事成績の申告がない場合)			
入札公告日時点にて最新の経営事項審査(経営)における経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書の同業種工事に係る総合評定値(P)			
【企業実績】	(配点)	2	評価点
直近過去10年度又は当該年度の入札公告日の前日までに完成認定を受けた請負金額2,000万円以上の同業種公共工事の実績			
完成認定日	発注機関 三重県、鈴鹿市等	コリン登録番号 工事名	工事成績評定点
			←評定点は鈴鹿市又は鈴鹿市上下水道局(下水道部門)発注工事のみ記載
【自社施工】	(配点)	8	評価点
入札参加者が受注した工事の自社施工する能力について、3項目(【元請施工】として自社施工する工程、【施工班体制】として実際に施工に従事する自社作業員、【使用機械】として実際に施工に使用する建設機械)を、それぞれ入札者が申告した内容を評価			
【元請施工】	↓ 選択	発注する工事に特殊工種がある場合	点数
		該当する指定工種を元請のみで施工	4
		該当する指定工種を元請と下請(市内本店かつB等級以下)で施工	3
		(該当する指定工種について)それ以外の施工	0
		特殊工種を元請のみで施工	1
【施工班体制】	↓ 選択	発注する工事に特殊工種がある場合	点数
		元請が担当する工程の施工中に元請の自社作業員を概ね2名以上常時配置し施工	1 ⇒「(様式2)別紙」記載
		それ以外の施工	0
【使用機械】	↓ 選択	発注する工事に特殊工種がある場合	点数
		指定機械を全て元請が自社保有又はファイナンスリース	1 ⇒「(様式2)別紙」記載
		(指定機械について)それ以外の施工	0
		特殊機械を全て元請が自社保有又はファイナンスリース	1 ⇒「(様式2)別紙」記載
【災害時の事業継続力】	(配点)	2	評価点
建設企業における災害時の事業継続計画の策定状況			
	↓ 選択	事業継続計画の策定	点数
		中部地方整備局による認定又は三重県への登録あり	2
		上記の認定及び登録なし	0

総合評価落札方式による評価項目算定申告書(内訳)

(土木:様式2 別紙)

会社名

【自社施工】 (様式1)【施工班体制】【使用機械】の評価項目にて、両方「それ以外の施工」を選択した場合はこの書類の提出は不要です。一方を「それ以外の施工」とした場合は、「それ以外の施工」として【施工班体制】の氏名、又は【使用機械】のメーカー名へ「該当なし」と記載してください。

【施工班体制】 施工中に元請の自社作業員を概ね2名以上常時配置し施工

を履行するために、施工中に本工事へ従事する予定の自社作業員

(入札(開札)日において3か月以上の常勤雇用が確認できる書類を添付)

↓ 該当する場合は「○」を選択してください

	氏名	生年月日	3か月以上の常勤雇用
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			

【使用機械】 特殊機械と指定機械を全て元請が自社保有又はファイナンスリース

指定機械を全て元請が自社保有又はファイナンスリース

のいずれかを履行するために、施工中に本工事で使用する予定の建設機械

(建設機械が元請の自社保有、又はファイナンスリース期間中であることが確認できる書類と、建設機械の全体の写真を添付)

↓ 該当する方を選択してください

	建設機械の種類	メーカー名	形式、型番等	所有又はリース
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				

※【施工班体制】及び、【使用機械】の項目に関して、入札時に申告があった内容について、工事施工中及び工事完了検査にて申告どおりに履行されたかを確認する。申告どおりの履行がされなかった場合には、工事完成認定日の翌日から翌年度末までの間に入札の公告が行われるすべての総合評価落札方式の工事1件当たり「5点」を総合評価点の合計値からそれぞれ減点するものとする。

※【施工班体制】について、本工事へ従事する予定の自社作業員が病気やケガをした等、また【使用機械】について、本工事で使用する予定の機械が定められた整備・点検を実施していたにもかかわらず故障した等、やむを得ず履行が困難となる場合には、早急に工事の監督職員へ報告すること。報告がされず、申告内容の履行がされていないことが発覚した場合には、理由によらず減点の対象とする。

総合評価落札方式による評価項目算定申告書(内訳)

(土木:様式3)土木一式・内訳

評価項目(施工能力評価型) 会社名

配置予定技術者		氏名	生年月日	性別(選択)
	主任(監理)技術者			
	現場代理人			

【工事実績】	(配点)	2	配置予定の主任(監理)技術者について、直近過去10年度又は当該年度の入札公告日の前日までに完成認定を受けた請負金額2,000万円以上の主任(監理)技術者として従事した同業種公共工事の実績		評価点
	完成認定日	発注機関 <small>三重県、鈴鹿市等</small>	コリンズ登録番号 工事名	工事成績評定 点	←評定点は鈴鹿市又は鈴鹿市上下水道局(下水道部門)発注工事のみ記載

【資格保有】	(配点)	2	配置予定の主任(監理)技術者の資格保有状況		評価点
	↓ 選択		点数		
		1級国家資格、技術士のいずれかを保有している	2		
		上記の資格なし	0		
		保有する資格名称			

【担い手育成】	(配点)	4	配置予定の主任(監理)技術者又は現場代理人が、満39歳以下又は女性の場合において評価		評価点
	↓ 選択		点数		
		主任(監理)技術者が満39歳以下又は女性	2		
		現場代理人が満39歳以下又は女性(主任(監理)技術者が兼務しない場合)	2		
		上記のいずれも該当しない	0		

【継続教育(CPD)】(配点)	2	配置予定の主任(監理)技術者のCPD(継続教育制度)取組実績		評価点	
	↓ 選択	配置予定の主任(監理)技術者に	点数	取得単位	推奨単位
		各団体設定の1年間推奨(目標)単位以上の単位取得がある	2		
		各団体設定の1年間推奨(目標)単位の1/2以上の単位取得がある	1		
		上記のいずれも該当しない	0		

手持工事量					
【手持工事量】	(配点)	6	同業種に係る1級技術者数に対する、手持ちの請負金額2,000万円以上の同業種公共工事の件数の比率		評価点
			公告日において有効かつ最新の経営規模等評価結果通知書に記載された同業種に係る1級技術者数 (人)		
	発注機関 <small>三重県、鈴鹿市等</small>	手持ち工事(請負金額2,000万円以上の同業種公共工事) 工事名	請負金額	契約工期 開始 完了	
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
		請負金額2,000万円以上の同業種公共工事件数 (1級技術者10名以上の場合は、1件を差し引く)			(件)

総合評価落札方式による評価項目算定申告書(内訳)

(土木:様式4)土木一式・内訳

評価項目(施工能力評価型)

会社名

労働環境

【労働環境】 (配点)	2	労働安全衛生マネジメントに係る認証を取得している	評価点
↓ 選択		点数	
		労働安全衛生マネジメント認証を取得している ISO45001/JISQ45100/JISHA適格OSHMS/COHSMOS	2
		上記の認証なし	0
【建設キャリアアップシステム】 (配点)	3	建設キャリアアップシステムを導入している	評価点
↓ 選択		点数	
		建設キャリアアップシステムの事業者登録及び現場運用実績がある(今回からの運用開始も含む)	3
		上記の登録、運用実績なし	0

社会貢献

(配点)	10	ア〜クのうち該当する実績(認証取得)がある=1項目につき2点(最大10点) 地元及び社会への貢献度について、入札参加者が以下のアからクまでの評価内容から任意で選択した5項目により評価する。	評価点
		選択項目	評価基準
ア		障がい者雇用	障がい者雇用あり
		障害者雇用促進法により義務付けられている企業である。	2
イ		障害者雇用に関する優良な中小企業主に対する認定制度(もにす認定)の取得	障害者雇用優良中小企業主として認定あり
			2
ウ		鈴鹿市又は鈴鹿市上下水道局との防災協定締結	鈴鹿市又は鈴鹿市上下水道局との防災協定締結あり(所属する団体の代表による協定締結を含む)
		協定を締結した企業名称又は団体名称等⇒	
			2
エ		環境マネジメントシステムの認証	ISO14001、M-EMS(ステップ2又はステップ1)のいずれかの認証所得あり
			2
オ		職場環境の向上のために、労働安全衛生、健康経営又はワーク・ライフ・バランス等の推進への取組に対する認定	安全衛生優良企業認定、健康経営優良法人、くるみん認定、えるぼし認定、ユースエール認定又はこれらに關係して新設された認定のいずれかの認定あり
			2
カ		みえの働き方改革推進企業登録制度への登録	みえの働き方改革推進企業登録制度への登録あり
			2
キ		「みえる・わかる・つながる! 職業ポータルサイト」への登録	三重県が運営する「みえる・わかる・つながる! 職業ポータルサイト」にインターンシップ受入事業所として、「所在地、業種、職種、受入対象、受入時期、受入人数」の全ての項目の登録があり
			2
		ボランティア活動の実施	直近過去2年度及び当該年度の入札公告日の前日までの期間に以下のボランティア活動について2回以上参加又は実施した実績あり
ク		鈴鹿市が主催する総合防災訓練又は地域地震防災訓練へ2回以上参加あり	2
		三重県「安全・安心な三重のまちづくり防犯サポート事業者登録制度」へ登録し活動した実績又は鈴鹿市「ボランティア清掃活動」により活動した実績が2回以上あり	1
		上記ア〜クの全て該当なし	0

地域貢献

【地域維持型維持管理業務委託の実績】 (配点)	2	直近過去3年度及び当該年度の入札公告日の前日までの期間における、鈴鹿市発注の地域維持型維持修繕業務委託の元請としての契約実績	評価点
↓ 選択		点数	
		地域維持型維持修繕業務委託の実績あり	2
		上記の実績なし	0

総合評価落札方式による評価項目算定申告書(内訳)

(土木:様式5)土木一式・内訳

評価項目(施工能力評価型)

会社名

地域貢献

【本店所在地】

(配点) 本店所在地

評価点

↓ 選択		点数
<input type="checkbox"/>	市内に本店を有する	2
<input type="checkbox"/>	市外に本店を有する	0

【地元業者施工率】

(配点) 入札参加者が提出する工事費内訳書に計上された金額のうち、入札者が申告した、市内本店業者(元請及び1次下請)にて施工する予定の部分に対応する金額の割合

評価点

↓ 選択		点数
<input type="checkbox"/>	市内本店業者(元請及び1次下請)にて施工する割合が <u>80%以上</u>	3
<input type="checkbox"/>	市内本店業者(元請及び1次下請)にて施工する割合が <u>80%未満</u>	0

技術提案

【建設発生土処分場】

(配点) 自主的な建設発生土の処分場の確保

評価点

↓ 選択		点数
<input type="checkbox"/>	当該工事で発生する建設発生土の無償の最終処分場を市内に確保している	1
<input type="checkbox"/>	上記の確保なし	0

処分場土地地番 (〇〇町〇〇番地 等)

提案項目	1. 工程管理に関する提案
工事名	
課題(テーマ)	

提案内容
<p>【提案1】……</p> <p>【提案2】……</p> <p>【提案3】……</p>

【留意事項】・様式は、A4片面印刷とする。・提案項目1、2及び3の提案内容等(上限3提案まで)は、それぞれ1ページ以内に収まるように記述し、提出すること。・記述する文字の大きさは、11ポイントとすること。・入札参加者が特定できる企業名等の記述はしないこと。・発注者が様式として記述した箇所(提案項目1、2及び3の見出し欄、工事名、課題、ページ下の備考など)は加筆、修正及び削除しないこと。